

平成 2 8 年 第 1 回

芦北町議会 3 月定例会会議録

開会 平成 2 8 年 3 月 4 日

閉会 平成 2 8 年 3 月 1 8 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

平成28年第1回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
3・4	金	(開 会) 本会議 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 平成28年度施政方針と予算大綱説明 議案審議 議案の委員会付託 委員会審査 平成28年度芦北町一般会計予算(歳入)の連合審査会
5	土	休 日
6	日	休 日
7	月	委員会審査 建設経済(現地調査、建設課、農林水産課) 文教厚生(教育課、福祉課)
8	火	委員会審査 総 務(企画財政課、総務課、議会事務局) 文教厚生(生涯学習課、住民生活課)
9	水	委員会審査 総 務(田浦基幹支所、税務課) 建設経済(農業委員会事務局、上下水道課、商工観光課)
10	木	委員会審査予備日
11	金	委員会審査予備日
12	土	休 日
13	日	休 日
14	月	休 会(議事整理)
15	火	休 会(議事整理)
16	水	休 会(議事整理)
17	木	本会議 一般質問
18	金	本会議 議案審議(委員長報告) 閉会中の継続調査の申出 (閉 会)

目 次

第1号（3月4日）	頁
1 議事日程	3
2 出席議員氏名	5
3 欠席議員氏名	6
4 説明のため出席した者の職氏名	6
5 事務局職員出席者	6
6 開会 開議	11
第1 会議録署名議員の指名	11
第2 会期の決定	11
第3 諸報告	11
議長諸般の報告	11
行政報告	11
第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 芦北町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する 条例の制定について	11
第5 議案第1号 平成27年度芦北町一般会計補正予算（第7号）	12
第6 議案第2号 平成27年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第2号）	18
第7 議案第3号 平成27年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第 4号）	20
第8 議案第4号 平成27年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1号）	21
第9 議案第5号 平成27年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算 （第2号）	21
第10 議案第6号 平成27年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算 （第2号）	22
第11 議案第7号 平成27年度芦北町水道事業会計補正予算（第1号） ..	23
第12 平成28年度施政方針と予算大綱説明	24
（一括議題＝第13から第21まで）	
第13 議案第8号 平成28年度芦北町一般会計予算	33
第14 議案第9号 平成28年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算	33
第15 議案第10号 平成28年度芦北町介護保険事業特別会計予算	33

第16	議案第11号	平成28年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算	33
第17	議案第12号	平成28年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算	33
第18	議案第13号	平成28年度芦北町有温泉事業特別会計予算	33
第19	議案第14号	平成28年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算	33
第20	議案第15号	平成28年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算	33
第21	議案第16号	平成28年度芦北町水道事業会計予算	33
(一括議題＝第22から第23まで)			
第22	議案第17号	芦北町水産物加工施設条例の制定について	34
第23	議案第18号	芦北町いじめ防止等に関する条例の制定について	34
第24	議案第19号	芦北町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	35
第25	議案第20号	芦北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	36
第26	議案第21号	芦北町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	36
第27	議案第22号	芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	37
第28	議案第23号	芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	38
(一括議題＝第29から第32まで)			
第29	議案第24号	芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	39
第30	議案第25号	芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	39
第31	議案第26号	旧芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	39
第32	議案第27号	芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	39
第33	議案第28号	芦北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	41
第34	議案第29号	芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について	42
第35	議案第30号	芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	43

第36	議案第31号	芦北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について ……	45
第37	議案第32号	芦北町環境美化条例の一部を改正する条例の制定につい て ……	46
第38	議案第33号	芦北町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の 一部を改正する条例の制定について ……	47
第39	議案第34号	芦北町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改 正する条例の制定について ……	47
(一括議題＝第40から第46まで)			
第40	議案第35号	芦北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について ……	48
第41	議案第36号	芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定に ついて ……	48
第42	議案第37号	芦北町課設置条例の一部を改正する条例の制定について …	48
第43	議案第38号	芦北町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の 制定について ……	48
第44	議案第39号	芦北町簡易水道事業特別会計条例を廃止する条例の制定 について ……	48
第45	議案第40号	芦北町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の制定につ いて ……	48
第46	議案第41号	芦北町簡易水道給水財政調整基金条例を廃止する条例の 制定について ……	48
(一括議題＝第47から第48まで)			
第47	議案第42号	芦北町過疎地域自立促進計画を定めることについて ……	52
第48	議案第43号	定住自立圏形成協定の締結について ……	52
7	散 会	…	52

第2号（3月17日）

1	議事日程 ……	55
2	出席議員氏名 ……	55
3	欠席議員氏名 ……	55
4	説明のため出席した者の職氏名 ……	55

5	事務局職員出席者	56
6	開 議	62
	第1 一般質問	62
	(1) 坂本登議員第1回目一般質問	62
	○竹崎町長答弁	63
	○柳田企画財政課長答弁	63
	○園川商工観光課長答弁	64
	○一丸住民生活課長答弁	65
	(2) 坂本登議員第2回目一般質問	65
	○柳田企画財政課長答弁	66
	(3) 坂本登議員第3回目一般質問	66
	○柳田企画財政課長答弁	66
	(4) 坂本登議員第4回目一般質問	67
	○柳田企画財政課長答弁	68
	(5) 坂本登議員第5回目一般質問	68
	○竹崎町長答弁	68
	(6) 坂本登議員第6回目一般質問	69
	○竹崎町長答弁	70
	(7) 坂本登議員第7回目一般質問	70
	○竹崎町長答弁	71
	(8) 坂本登議員第8回目一般質問	71
	(1) 平松洋一議員第1回目一般質問	72
	○竹崎町長答弁	73
	○柳田企画財政課長答弁	73
	(2) 平松洋一議員第2回目一般質問	74
	○竹崎町長答弁	75
	(3) 平松洋一議員第3回目一般質問	75
	○柳田企画財政課長答弁	76
	(4) 平松洋一議員第4回目一般質問	76
	○柳田企画財政課長答弁	77
	(5) 平松洋一議員第5回目一般質問	78
	○竹崎町長答弁	78
	(6) 平松洋一議員第6回目一般質問	78
	(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	79

○竹崎町長答弁	80
○柳田企画財政課長答弁	80
○澁谷教育委員長答弁	81
○竹浦教育長答弁	81
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	82
○竹崎町長答弁	82
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	83
○柳田企画財政課長答弁	83
○竹崎町長答弁	83
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	83
○柳田企画財政課長答弁	84
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	85
○柳田企画財政課長答弁	85
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	86
○竹崎町長答弁	86
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	87
○竹崎町長答弁	87
(8) 川尻成美議員第8回目一般質問	87
○大塚教育課長答弁	88
(9) 川尻成美議員第9回目一般質問	88
○大塚教育課長答弁	89
(10) 川尻成美議員第10回目一般質問	89
○大塚教育課長答弁	89
(11) 川尻成美議員第11回目一般質問	89
○竹浦教育長答弁	89
(12) 川尻成美議員第12回目一般質問	90
○大塚教育課長答弁	90
(1) 荒川知章議員第1回目一般質問	90
○竹崎町長答弁	91
○澁谷教育委員長答弁	91
○竹浦教育長答弁	92
○園川商工観光課長答弁	92
○柳田企画財政課長答弁	92
(2) 荒川知章議員第2回目一般質問	93

○江上生涯学習課長答弁	94
(3) 荒川知章議員第3回目一般質問	94
○園川商工観光課長答弁	95
(4) 荒川知章議員第4回目一般質問	95
○柳田企画財政課長答弁	96
(5) 荒川知章議員第5回目一般質問	96
7 散 会	97

第3号(3月18日)

1 議事日程	101
2 出席議員氏名	101
3 欠席議員氏名	102
4 説明のため出席した者の職氏名	102
5 事務局職員出席者	102
6 開 議	104

(一括議題＝第1から第13まで)

第1 議案第8号 平成28年度芦北町一般会計予算	104
第2 議案第9号 平成28年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算	104
第3 議案第10号 平成28年度芦北町介護保険事業特別会計予算	104
第4 議案第11号 平成28年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算	104
第5 議案第12号 平成28年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算	104
第6 議案第13号 平成28年度芦北町有温泉事業特別会計予算	104
第7 議案第14号 平成28年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算	104
第8 議案第15号 平成28年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算	104
第9 議案第16号 平成28年度芦北町水道事業会計予算	104
第10 議案第17号 芦北町水産物加工施設条例の制定について	104
第11 議案第18号 芦北町いじめ防止等に関する条例の制定について	104
第12 議案第42号 芦北町過疎地域自立促進計画を定めることについて	104
第13 議案第43号 定住自立圏形成協定の締結について	104
第14 議員派遣の件	121

(一括議題＝第15から第18まで)

第15 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出	121
第16 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出	121
第17 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	121

第18	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	121
7	閉 会	122

平成２８年第１回芦北町議会定例会議事日程（第１号）

平成２８年３月４日

午前１０時 開 会
於 議 場

１ 議事日程

開会宣告

第 １ 会議録署名議員の指名

第 ２ 会期の決定について

第 ３ 諸報告

議長諸般の報告

行政報告

第 ４ 承認第 １号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例の制定について

第 ５ 議案第 １号 平成２７年度芦北町一般会計補正予算（第７号）

第 ６ 議案第 ２号 平成２７年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第２号）

第 ７ 議案第 ３号 平成２７年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第
４号）

第 ８ 議案第 ４号 平成２７年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算（第
１号）

第 ９ 議案第 ５号 平成２７年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第２号）

第１０ 議案第 ６号 平成２７年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算
（第２号）

第１１ 議案第 ７号 平成２７年度芦北町水道事業会計補正予算（第１号）

第１２ 平成２８年度施政方針と予算大綱説明

（一括議題＝第１３から第２１まで）

第１３ 議案第 ８号 平成２８年度芦北町一般会計予算

第１４ 議案第 ９号 平成２８年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算

第１５ 議案第１０号 平成２８年度芦北町介護保険事業特別会計予算

第１６ 議案第１１号 平成２８年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算

第１７ 議案第１２号 平成２８年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算

- 第 18 議案第 13 号 平成 28 年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 第 19 議案第 14 号 平成 28 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 第 20 議案第 15 号 平成 28 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 21 議案第 16 号 平成 28 年度芦北町水道事業会計予算
- (一括議題＝第 22 から第 23 まで)
- 第 22 議案第 17 号 芦北町水産物加工施設条例の制定について
- 第 23 議案第 18 号 芦北町いじめ防止等に関する条例の制定について
- 第 24 議案第 19 号 芦北町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 25 議案第 20 号 芦北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 26 議案第 21 号 芦北町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 27 議案第 22 号 芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 28 議案第 23 号 芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (一括議題＝第 29 から第 32 まで)
- 第 29 議案第 24 号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 30 議案第 25 号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 31 議案第 26 号 旧芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 32 議案第 27 号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 33 議案第 28 号 芦北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 34 議案第 29 号 芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 35 議案第 30 号 芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 36 議案第 31 号 芦北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第 3 7 議案第 3 2 号 芦北町環境美化条例の一部を改正する条例の制定について

第 3 8 議案第 3 3 号 芦北町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 3 9 議案第 3 4 号 芦北町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(一括議題＝第 4 0 から第 4 6 まで)

第 4 0 議案第 3 5 号 芦北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 4 1 議案第 3 6 号 芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

第 4 2 議案第 3 7 号 芦北町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

第 4 3 議案第 3 8 号 芦北町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 4 4 議案第 3 9 号 芦北町簡易水道事業特別会計条例を廃止する条例の制定について

第 4 5 議案第 4 0 号 芦北町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の制定について

第 4 6 議案第 4 1 号 芦北町簡易水道給水財政調整基金条例を廃止する条例の制定について

(一括議題＝第 4 7 から第 4 8 まで)

第 4 7 議案第 4 2 号 芦北町過疎地域自立促進計画を定めることについて

第 4 8 議案第 4 3 号 定住自立圏形成協定の締結について

(散 会)

2 出席議員 (16 人)

1 番 荒 川 知 章 君

3 番 宮 内 道 則 君

5 番 古 村 逸 男 君

7 番 草 野 安 道 君

9 番 元 山 秀 志 君

11 番 平 松 洋 一 君

2 番 坂 本 登 君

4 番 寺 本 順 一 君

6 番 白 坂 康 浩 君

8 番 前 田 徹 一 君

10 番 宮 尾 秀 行 君

12 番 川 尻 成 美 君

13番 藤 井 公 明 君
15番 水 口 宣 之 君

14番 岡 部 恵美子 君
16番 寺 本 修 一 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教育委員長	澁 谷 百 鍊 君	教 育 長	竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長	山 元 信 作 君	企画財政課長	柳 田 豊 彦 君
税 務 課 長	楠 原 清 照 君	住民生活課長	一 丸 喜八郎 君
福 祉 課 長	宮 下 祐 一 君	農林水産課長	藤 井 哲 郎 君
商工観光課長	園 川 民 夫 君	建 設 課 長	下 田 研 君
上下水道課長	坂 道 征 一 君	会計管理者兼 会 計 室 長	井手口 浩 二 君
田浦基幹支所長	溝 下 博 行 君	教 育 課 長	大 塚 雄 二 君
生涯学習課長	江 上 繁 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	告 畑 一 彦 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	岩 間 睦 生 君	次長(課長補佐)	福 田 貴 司 君
--------	-----------	----------	-----------

議長諸般の報告

1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）

2 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会

期 日 平成27年12月22日（火）

場 所 水俣芦北広域行政事務組合多目的ホール

- 議 題
- ・水俣芦北広域行政事務組合情報公開条例の制定について（原案可決）
 - ・水俣芦北広域行政事務組合個人情報保護条例の制定について（原案可決）
 - ・水俣芦北広域行政事務組合特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
 - ・継続費の継続終了による精算について
 - ・平成26年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計決算認定について（原案認定）
 - ・平成27年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計補正予算について（原案可決）

3 熊本県町村議会議長会理事会議

期 日 平成27年12月24日（木）

場 所 熊本県市町村自治会館（熊本市）

- 議 題
- ・全国議長会関係事項等の報告
 - ・九州協議会における本県提出議題について
 - ・平成28年度会務運営方針及び予算案について

4 芦北町国際交流事業カンボジア派遣事業

期 日 平成27年12月25日（金）～12月30日（水）

場 所 カンボジア

内 容 芦北ひまわり第5学校贈呈式

5 熊本県町村議会議長会理事会議

期 日 平成28年1月26日（火）

場 所 熊本県市町村自治会館（熊本市）

- 議 題
- ・全国議長会関係事項等の報告

- ・ 県知事選挙・衆議院議員選挙の候補者推薦について
- ・ 第66回定期総会の運営について
- ・ 平成28年度各種研修会講師について

6 熊本県町村議会議長会第66回定期総会

期 日 平成28年2月17日（水）

場 所 熊本テルサ（熊本市）

表 彰 全国町村議会議長会表彰状伝達
熊本県町村議会議長会表彰

- 議 題
- ・ 会務報告
 - ・ 平成26年度歳入歳出決算の認定を求める件（認定）
 - ・ 平成28年度歳入歳出予算の議決を求める件（可決）
 - ・ 各郡提出案件の審議（葦北郡は、交通・産業基盤及び農業生産基盤の整備について要望）（可決）
 - ・ 宣言（可決）
 - ・ 決議（可決）
 - ・ 実行運動方法協議（可決）

平成28年3月4日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

芦町監第40号
平成28年2月10日

芦北町議会議長 寺 本 修 一 様

芦北町監査委員 山 下 生 吾
芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

平成28年1月31日

3 検査実施日

平成28年2月10日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	1,246,559,636 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基金に関する現金	5,422,493,001 円
	歳 入 歳 出 外 現 金	50,838,695 円
	計	6,719,891,332 円
水道事業会計		248,096,119 円

議員派遣の結果報告

熊本県町村議会議長会（議会常任委員長・議会運営委員長研修会）

期 日 平成28年1月20日（水）

場 所 グランメッセ熊本 2階 コンベンションホール

目 的 議会活動の活性化に資するため

内 容 講演「地方消滅の罫～人口減少社会の正体」

講 師 首都大学東京准教授 山下祐介 氏

派遣議員 常任委員長及び議会運営委員長

平成28年3月4日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

ただいまから平成28年第1回芦北町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（寺本修一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、4番 寺本順一君及び5番 古村君の2人を指名します。

-----○-----

第2 会期の決定

○議長（寺本修一君） 日程第2「会期の決定」についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会から答申に基づき、本日から3月18日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間に決定しました。

-----○-----

第3 諸報告

○議長（寺本修一君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。楠原税務課長。

○税務課長（楠原清照君） 承認第1号、専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

芦北町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年12月28日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容は、マイナンバーに関することございまして、昨年3月31日に専決処分、6月議会定例会において報告・承認いただいた芦北町税条例等の一部を改正する条例を改正するものです。

前回の改正では、個人住民税と特別土地保有税の減免申請書には個人番号を記載することとしておりました。しかし、昨年、平成27年12月16日に決定されました平成28年度与党税制改正大綱において、一部の手続きでの個人番号利用の取り扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、国から納税義務者の負担軽減の観点から、この2税目の減免申請書には個人番号の記載を要しないこと、平成28年1月1日から適用することが適当である旨の通知があったため、専決処分を行ったものです。

附則では、施行期日を公布の日としておりますが、公布は専決処分と同日の平成27年12月28日に行っております。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

—————○—————

第5 議案第1号 平成27年度芦北町一般会計補正予算（第7号）

○議長（寺本修一君） 日程第5、議案第1号「平成27年度芦北町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） おはようございます。

それでは、議案第1号、平成27年度芦北町一般会計補正予算（第7号）について説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に5億9,439万6,000円を追加し、予算の総額を106億8,541万5,000円とするもの、併せて繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正も行っております。

まず、歳出を御説明いたします。

事項別明細書12ページを御覧いただきたいと思います。

各款におきまして、2節の給料から4節共済費まで補正をしております。職員分の合計で1,092万6,000円の追加になりますけれども、平成27年度の人事院勧告に基づく給料の平均改定率0.45%及び期末勤勉手当0.1箇月分などによる追加補正でございます。詳しくはお手元にお配りをいたしました説明資料または予算書の25ページを御覧いただければというふうに思います。以後、職員の人件費等を除いて御説明をしたいと思います。飛び飛びになります。御了承いただきたいと思います。

まず、議会費の中の議員期末手当48万2,000円がありますが、これは職員と同じく0.1箇月分を引き上げるための措置でございます。

次は、総務費のうち財産管理費の積立金3億円は、前年度の決算剰余金の処分、本年度の決算の見込み等を勘案して、町有施設整備基金ほか2基金にそれぞれ1億円を積み立てるものでございます。

次は、13ページになります。

企画費の負担金74万円は、水俣芦北広域行政事務組合に出向しております職員の給与改定に伴うものでございます。

電子計算機費の1,210万3,000円につきましては、通信回線の見直しやマイナンバー制度発足法による自治体の電算システムの強化に要する費用などに係るものでございます。

次に、高速交通対策費598万3,000円の減額、これは地方バス運行等補助金が当初予算の想定を下回ったために減額をしたものであります。

次は、14ページになります。

戸籍住民基本台帳費、19節負担金318万1,000円は、マイナンバーカードの事務を行います地方公共団体情報システム機構というところに対して交付をする費用であります。選挙管理委員会費の委託料38万9,000円は、選挙制度改革に伴う電算システムの改修費用であります。

次は、15ページになります。

社会福祉総務費の報酬110万円、需用費64万8,000円、役務費85万6,

〇〇〇円、委託料５７万１,〇〇〇円並びに補助金１億２,〇３６万円につきましては、６５歳以上の年金受給者等の低所得者に対して１人当たり３万円を交付するという臨時福祉給付金の施行に関わる費用を計上しております。

繰出金の２,１１０万６,〇〇〇円につきましては、国保会計の保険基盤安定制度に基づく繰出金であります。

高齢者福祉費の１〇〇万３,〇〇〇円は、介護特別会計職員の給与改定に関わるものであります。

１６ページ、児童福祉総務費の委託料３２万４,〇〇〇円は、子育て支援事業が制度改正される見込みとなったため、これに対応するシステム改修費であります。

児童措置費の３,２３８万９,〇〇〇円は、保育士の待遇改善等に要する経費が改定されたことに伴うものであります。

次は、１７ページになります。

生活排水対策事業費の２７５万３,〇〇〇円につきましては、給与改定等による生活排水及び農業集落排水特別会計への繰出金であります。

次は、農業振興費４,３８０万円についてでございますが、地方創生加速化交付金を活用して行いますＪＡ農業参入支援事業補助金と、昨年８月に発生しました台風１５号で被災をしましたデコポンハウス等の復旧補助金であります。ＪＡ農業参入事業につきましては、２６年度補正の地方創生先行型交付金でも実施しておりますが、総合戦略に位置付けて２８年度も継続的に支援をする方向でございましたが、今般、地方創生加速化交付金というものが補正予算で出ましたので、これを活用するために２７年度に前倒しをして実施するということにしたものであります。

畜産業費の３１５万６,〇〇〇円は、台風被害を受けた畜舎等の復旧補助金です。中山間地域総合整備事業費における６８０万円の財源組替えにつきましては、起債事業を構成したことによる組替えであります。

次は１８ページ、水産業振興費になります。１,４３３万円は地方創生加速化交付金を活用して、同じく前倒し事業として行うもので、内水面漁協における商品開発、うたせ観光休憩所を活用した直売所建設に要する費用などを計上したものであります。

１９ページになります。

商工業振興費の１,３５３万２,〇〇〇円と、観光費の６５０万３,〇〇〇円についても、創生加速化交付金を活用して前倒しをするものでありまして、温泉塩商品の開発や、福岡県域をターゲットとした観光物産のＰＲ等を行う事業並びに熊本県が行う県南地域市町村が一体となった観光振興事業に対する負担金であります。

次は、２０ページになります。

砂防費の２８０万円につきましては、熊本県が行います急傾斜地対策事業費が増したために応分の負担をするものであります。

次は、２１ページになります。

災害対策費８３１万６、０００円は、太陽光発電施設を備えます防災無線設備の４箇所におきまして、稼働以来８年を経過したためにバッテリーが老朽化し、蓄電容量が不足しているということが判明したため、緊急に交換をするための費用を計上しております。

次は、２３ページになります。

漁業用施設災害復旧費と公共施設災害復旧費の財源組替えは、台風で被災をしました町有施設について、共済費の支払いがあったために財源を組替え処理したものであります。

公債費の元金１、０００円の増額と、利子１４３万３、０００円の減額につきましては、利率見直し方式というもので、１７年度に借り入れました減税補てん債の利率が今回確定したために、それに伴って補正をしたものであります。

なお、先ほど共済金が入ったため財源を組み替えたと申し上げましたが、財源内訳のその他の欄の各所に数字が入っている目があると思いますけれども、これもまた同じ理由であるということを御理解いただければと思います。

以上が歳出の説明であります。

次は、歳入について御説明をいたします。１０ページをお開きいただければと思います。

固定資産税の７、２６５万７、０００円の増額は、九州新幹線に対します固定資産税減免の特例措置が２７年度をもって終了し、課税額が増加をしたことによる増であります。

地方消費税交付金８、０００万円は、消費税が８％に増税されたことによって、当初見込みよりも大幅に増加するということになったためでございます。

また、地方交付税６、５９９万７、０００円の増額は、平成２６年度から市町村合併を考慮した交付税制度の見直しが行われており、それに対する影響でございます。

民生費国庫負担金２、６３５万５、０００円は、保育園の職員費の処遇改善等の改訂があったための負担金と、国保の基盤安定に関する負担金が増額となったためでございます。

総務費国庫補助金の８、８７８万９、０００円は、マイナンバー制度に係る電算等の整備、地方創生加速化事業、選挙制度改正に係るシステム改修に対する補助金や交付金であります。

民生費国庫補助金１億２、３８６万１、０００円のうち、１６万２、０００円は子

育て支援制度見直しのためのシステム改修に対する補助金1億2,369万9,000円は、年金受給者等に1人当たり3万円の給付と、それに要する事務費に対する補助金でございます。

11ページになります。

民生費県負担金1,223万4,000円は、先ほど国庫負担金で申し上げたとおり、保育所の処遇改善等の改正や、国庫基盤安定制度の追加による県の負担分であります。

農林水産業費県補助金の198万7,000円は、果樹や畜産における台風被害復旧のための補助金であります。

繰越金の欄は飛ばします。

雑入の500万5,000円は、町有施設の台風被害に対する共済費です。先ほど歳出のところで申し上げましたが、これを各事業ごとに充当をしております。

町債3,051万7,000円の減額については、臨時財政対策債の許可額が当初予算見込みよりも減額となったことと、農林水産業債と商工債を追加をしたためであります。

以上、これまで説明をしました歳入総額が4億4,637万8,000円となり、歳出との差額1億4,801万8,000円を前年度繰越金で措置するという財源構成になりました。

次に、5ページで繰越明許費の補正を説明をいたしたいと思います。

総務費、民生費、農林水産業費、商工費、土木費で、合計14件の繰り越しです。予算の見込みが立ったものの、国の補正に連動して繰り越しが前提となった福祉給付金や地方創生に絡むJA農業参入特産品開発事業などの9件と、町道新設改良費や木造住宅支援事業など、年度内に完成の見込みが立たないもの5件となっております。

次に、6ページの債務負担行為の補正でございます。バスの一般利用運行業務について、27年度に田川、鶴木山、女島の3路線を路線バスから切り替えたことに伴うものでございます。設備投資資金利子補給につきましては、商工観光課が行います町内2事業者の設備投資資金に対する利子補給であります。期限と限度額はそこに記載のとおりでございます。

7ページの地方債の補正について申し上げます。臨時財政対策債につきましては、許可額の決定があったための減額、農業振興事業債と商工業事業債については、過疎対策事業債のソフト事業について、国との協議を経て追加をしたものであります。限度額、起債の方法、償還の方法などについては、表のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 歳入歳出兼ね合いで、地方創生加速化交付金というのがこの予算大綱説明にも冒頭書いてありますが、日本全国に1,000億円という補助がされて、本町にもそういう中で予算措置されておりますけれども、その中で総額のこれに対する、今説明が各課ありましたけれども、総額は芦北町はいくらなのかというのが1点。

そして、あと、基金が3億円積み立てられておりますので、26年度の財産に関する調書を見ますと、町有施設整備基金は分かりますけれども、このふるさとづくり基金何のためのものか、この2点の基金のほうのをお願いします。あと1点がですね、スクールバスの債務負担行為の中で、女島のほうの併せてスクールバスのほうがされましたけれども、路線のほうのですね、ルートはですね、どうにかされんものだろうかという住民の声が出ておりますが、どういう形で路線はあるのか。変更というか、例えば詳しく言いますと、池尻地区の下を降りたですね、今までバスが通っていた、今、町道に編入されましたけれども、下を通ることはできないだろうか、お年寄りも家まで歩けないということがありますけれども、その点について、ちょっとお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） まず、創生関連の費用について申し上げますけれども、今回、27年度の補正で、JAの農業参入をはじめとしまして7件分を7,734万7,000円になります。これにつきましては、交付金が10分の10でありますので、もしこれが全て採択をされますと、全て交付金で措置されるというものでございます。そして、これは余分かも知れませんが、それ以外に平成28年度の当初予算で7件、6,899万円を措置しておりますので、28年度中に明確に創生関連といいますのが約1億5,000万円程度の予算を挙げているということでございます。

それと、次は基金の、恐らくふるさとづくり基金とまちづくり振興基金の差のことについてということでございますけれども、まずふるさとづくり基金につきましては、ふるさとづくりを推進する事業に活用することとなっております、主にまちづくり団体でありますとか、国際交流協会などの民間が基本的に行う事業に対して補助をするというようなことで、基本的にこの基金については枯渇したら困るというふうな判断をしております、例えば国際交流協会が行います海外派遣施業でありますとか、湯浦活性化協議会などの地域活性化団体が行います地域のイベント等に対する費用などに充てられております。

次に、まちづくり振興基金につきましては、交付税の段階的な縮減に備えて、合併特例債で資金を確保した上でそれを積み立てているということで、合併後の新町計画に位置付けられました町が主体となっていく事業に主に充当をするというような振り分けをしております。それで、これにつきましては、交付税が減額をするのの補填をするというのが大前提でありますので、最終的には枯渇してもいいというような判断でおります。それで、今のところ、老人公衆浴場の無料入浴券の補助でありますとか、インフルエンザの予防接種の委託利用でありますとか、芦北町が主体で行っておりますうたせマラソンなどのイベントとか、そのような形のものにはまちづくり振興基金を充てるといふような、そのような大括りな差別をして使っている基金というふうに御理解いただければと思います。

なお、まちづくり振興基金につきましては、先ほど合併特例債で措置をした、借りてしたということは、結局、今単純に言いますと、借りた分につきましては、7割の交付税措置がありますので、7割の利子が付くような貯金だというふうなことで御理解いただければというふうに思います。

それと、最後に路線バスの件ですけれども、そのような各御要望が女島のみならず、上がってきておりますのは承知しておりますので、随時見直すべきところは見直していきたいというふうに思っておりますが、費用との兼ね合いもございますので、そのへんも考えて慎重に検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

第6 議案第2号 平成27年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（寺本修一君） 日程第6、議案第2号「平成27年度芦北町国民健康保険事業

特別会計補正予算（第２号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） おはようございます。

議案第２号、平成２７年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について御説明いたします。

事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ９，０７４万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を３７億７，２９２万５，０００円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。予算書の７ページをお願いします。

款８共同事業拠出金の目１高額医療費共同事業拠出金５万６，０００円及び目３保険財政共同安定化事業拠出金４，０６９万３，０００円は、本年度の拠出金の確定に伴う増額です。

款１０基金積立金の５，０００万円は、本年度の決算余剰金が多く見込まれることから、後年度にあける突発的な医療費の増加、保険税収入の減少に備えるため、国民健康保険財政調整基金の積立てを行うものです。

次に、歳入について御説明します。６ページをお願いします。

款７共同事業交付金の目１共同事業交付金５万６，０００円及び目２保険財政共同安定化事業交付金４，０６９万３，０００円は、歳出で御説明しましたが、本年度の交付金の確定に伴う増額です。

款９繰入金の目１一般会計繰入金２，１１０万６，０００円は、保険基盤安定制度による低所得者に対する保険税の軽減措置に伴う繰入金の増額です。

款１０繰越金の目２その他繰越金５１１万１，０００円は、前年度繰越金を補正財源として充当するものでございます。

款１１諸収入の目６雑入２，３７８万３，０００円は、熊本県国民健康保険団体連合会の積立金の法人税上の取扱いが変更されたことによりまして、基金の返還が総会で承認されまして、返還金として受け入れるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第２号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

————○————

第7 議案第3号 平成27年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（寺本修一君） 日程第7、議案第3号「平成27年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 議案第3号、平成27年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ100万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億3,007万9,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。予算書の7ページをお願いいたします。

款1総務費、目1一般管理費の100万3,000円は、人事異動及び給与改定に伴う職員給与費等の人件費補正でございます。

次に、歳入につきましては、6ページをお願いします。

款6繰入金の一般会計繰入金100万3,000円は、補正財源として充当するものでございます。

なお、給与費の内訳につきましては、予算書の8ページから10ページの明細書のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

第 8 議案第 4 号 平成 27 年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（寺本修一君） 日程第 8、議案第 4 号「平成 27 年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。坂道上下水道課長。

○上下水道課長（坂道征一君） おはようございます。

議案第 4 号、平成 27 年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ 50 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 8,400 万 8,000 円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。予算書は 7 ページになります。

款 1 簡易水道費、目 1 簡易水道管理費の 50 万 8,000 円は、給与改定に伴う職員給与費等の補正でございます。

歳入につきましては、6 ページになります。

補正財源といたしまして、前年度繰越金を計上しております。

給与費の内訳につきましては、予算書の 8 ページから 10 ページの明細書のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

第 9 議案第 5 号 平成 27 年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（寺本修一君） 日程第 9、議案第 5 号「平成 27 年度芦北町農業集落排水事業

特別会計補正予算（第２号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。坂道上下水道課長。

○上下水道課長（坂道征一君） 議案第５号、平成２７年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ２５７万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２億２,４７１万９,０００円とするものでございます。

予算書をもとに歳出から御説明いたします。予算書は７ページになります。

款１農業集落排水事業費、目１農業集落排水事業総務費の２５７万９,０００円は、給与改定に伴う職員給与費の３６万５,０００円と、農業集落排水施設へのつなぎ込み促進の要望増加に伴います補正６４万８,０００円、消費税納付額の確定によります補正１５６万６,０００円でございます。

次に、歳入につきましては６ページになります。

款４県支出金の衛生費県補助金３２万２,０００円は、先ほど歳出で説明いたしましたつなぎ込み促進事業の要望増加に伴います県の補助金の増額分であります。

款５繰入金の２２５万７,０００円は、一般会計繰入金を補正財源とするものでございます。

給与費の内訳につきましては、予算書の８ページから１０ページまでの明細書のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第５号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

第１０ 議案第６号 平成２７年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（寺本修一君） 日程第10、議案第6号「平成27年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。坂道上下水道課長。

○上下水道課長（坂道征一君） 議案第6号、平成27年度芦北町生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ49万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,966万2,000円とするものでございます。

今回の補正は、職員給与費等の補正でございます。

歳出から御説明いたします。予算書は7ページになります。

款1生活排水処理事業費、目1生活排水処理事業総務費の49万6,000円は、給与改定に伴う職員給与費等の補正でございます。

歳入につきましては、6ページになります。

補正財源といたしまして、一般会計繰入金を計上しております。

給与費の内訳につきましては、予算書の8ページから10ページの明細書のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

第11 議案第7号 平成27年度芦北町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（寺本修一君） 日程第11、議案第7号「平成27年度芦北町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。坂道上下水道課長。

○上下水道課長（坂道征一君） 議案第7号、平成27年度芦北町水道事業会計補正予

算（第1号）について御説明いたします。

収益的支出の水道事業費用予定額に30万4,000円を追加し、1億7,586万1,000円とするものでございます。

今回の補正は、給与改定に伴う職員給与費等の補正でございます。議会の議決を得なければ流用することのできない職員給与費予定額に30万4,000円を追加し、3,938万8,000円とするものでございます。

なお、給与費の内訳につきましては、予算書の4ページの明細書のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

第12 平成28年度施政方針と予算大綱説明

○議長（寺本修一君） 日程第12「平成28年度施政方針と予算大綱説明」を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

平成28年第1回芦北町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、年度末の大変御多忙の日にも関わりませず御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会の開催にあたり、町政運営の基本的な考え方と予算の大綱について御説明申し上げます。

まずはじめに、平成27年中に実施してまいりました記念式典やNHKのど自慢などを始めとする合併10周年記念事業につきましては、町民の皆様の御理解を賜り、全事業が盛会に終了することができました。ここに厚く御礼申し上げます。

さて、国においては、平成28年度地方創生の具体的な事業推進の初年度と位置付け、地方創生予算として新型交付金1,080億円の措置と併せ、平成27年度国の補正予算に地方創生加速化交付金1,000億円が措置されました。本町におきましても個性輝き活力と魅力にあふれた安全・安心を実感できる町を目標とする第二次芦北町総合計画を基本とし、昨年10月に策定しました芦北町総合戦略の基本的な考え方に沿って、予算と事業の「選択と集中」により、施策の展開を図ってまいります。

まず、予算編成規模について申し上げます。第二次総合計画の基本理念のもと、まちづくりの五つの目標を設定し、更に芦北町総合戦略の目標の実現に向けて、健全で持続可能な財政運営を基本に、積極的な事業展開を図ることとしました。その結果、平成28年度一般会計予算総額は9億9,000万円となりました。

歳入の主なものについて申し上げます。

町税につきましては、長引く景気の低迷や消費税の増税による個人消費の落ち込みなど、依然厳しい状況の中、総額1億8,845,000円を計上いたしました。

固定資産税につきましては、九州新幹線に係る償却資産課税標準の特例規定期間が終了したことなどにより、増収が見込まれます。

地方交付税につきましては、3億9,900万円を見込み、国庫支出金につきましては、9億3,696万4,000円の計上となっております。

繰入金は、2億3,822万2,000円を措置しました。

町債は、臨時財政対策債や過疎対策事業債等の9億4,090万円を措置しております。

歳出につきましては、人件費が職員給のベースアップや退職手当組合負担金の増加に伴い、1億9,506万9,000円となっております。

扶助費につきましては、1億6,108万1,000円を措置いたしました。

投資的経費につきましては、地域や住民の課題、要望に効率的に対応すべく、総額1億8,218万9,000円を措置いたしました。

また、地方創生予算としまして、当初予算において6,899万円を、平成27年度一般会計補正予算（第7号）において7,734万7,000円を前倒しして措置し、総額1億4,633万7,000円を措置いたしております。

以下、平成28年度当初予算に盛り込みました主な施策について、第二次総合計画に定めました5つの柱ごとに内容を説明申し上げます。

第1は、「地域活力と雇用を生み出す産業づくり」についてであります。本町の基幹産業である農林漁業は、産業構造や生活様式の変化、輸入産物との競合、従事

者の高齢化や担い手不足などから、農業では経営基盤の維持が困難な地域も少なくなく、林業では適正な森林施業ができない状態が続く、漁業では漁獲量の減少や魚価の低迷など、経営環境は厳しい状況が続いています。このような中であって、本町農林漁業の現状を的確に把握し、「未来につなげる芦北町農林漁業振興基本条例」の理念を具現化する施策を展開してまいります。

まず、土地利用型農業につきましては、経営面積の小さい中山間地域における農地利用集積の推進を図るとともに、地域農業の活性化に向けた取組への支援を継続してまいります。また、高齢化する農業従事者対策として、農作業委託に対する支援をすることにより、労働力の確保、農産物の生産性の維持を図ってまいります。

多面的機能の維持・確保については、中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払事業の推進を行うとともに、地域活動組織に対し支援してまいります。

果樹振興につきましては、優良品種の苗木導入や、果実の鮮度の保持のための資材購入に対する支援を継続してまいります。また、新たな取組として、太秋柿の鮮度を保持する真空包装機の導入に対する支援を行い、所得向上を図ってまいります。

畜産業につきましては、引き続き繁殖用優良品種系統の素牛導入、自家保留牛、あしきた産肉専用子牛の導入に対する支援を行い、あしきた牛のブランド化と畜産業の担い手育成に取り組んでまいります。

鳥獣被害対策や耕作放棄地解消対策につきましては、ハード・ソフトの両面から積極的に取り組んでまいります。また、新たな取組として、有害鳥獣被害防止対策事業に集落ぐるみで取り組む地区をモデル地区として選定し支援するとともに、事業効果の検証を行い、今後の対策につなげてまいります。

農業農村整備関係につきましては、第3期中山間地域総合整備事業で芦北宮浦地区の基盤整備工事に着手し、農道、用排水路の整備を推進してまいります。

農道及び用排水路の維持補修につきましては、町単独の補助金を措置し、引き続き住民の要望に応じてまいります。また、九州新幹線、南九州西回り自動車道の工事による渇水被害対策につきましては、安定した用水を供給するため、受益者と連携を図りながら維持管理に努めてまいります。

林業の振興につきましては、森林組合を中心に森林経営計画を策定し、計画的に実施する間伐等の森林施業に対する支援を行い、健全な森林の維持造成を促進するとともに、皆伐後の跡地荒廃を防ぐため、再造林に対する支援を行ってまいります。また、本町独自の木造住宅建築支援事業や林道・作業舗装事業などの施策も継続してまいります。

町有林においては、成熟期に達した森林の積極的な活用を図る観点から、主伐施業を継続するとともに、搬出間伐の施業にも積極的に取り組んでまいります。また、

新たな取組として、再造林適地の選定を行い、長期的な管理方針を作成してまいります。

漁業の振興につきましては、観光うたせ休憩所を活用した直売施設の整備を行い、新たな雇用の創出及び漁家経営の多角化を図ってまいります。マガキ養殖につきましては、必要な施設整備が完了したことから、生産販売体制の拡充を支援してまいります。更に、牛水漁港の加工施設につきましても、安全・安心・良質な特産品の開発や供給体制の確立及び地場消費体制の整備を支援してまいります。また、内水面資源においては、新たな特産品開発に向けた取組も継続してまいります。

漁港整備につきましては、田浦漁港において施設延命化を図るため、機能保全工事を継続してまいります。また、新たに大矢漁港の機能保全調査を行い、施設延命化に向けた計画を策定してまいります。

次に、商工業の振興につきましては、創業等店舗整備支援事業補助金、設備投資資金利子補給補助金、特産品等開発支援事業補助金を引き続き措置いたしました。

町内における消費喚起等を目的に、プレミアム付商品券発行補助金の増額を図り、消費者支援と商工業者の育成・強化を図ってまいります。

メガソーラー誘致につきましては、御立岬公園残土処理場での平成28年7月頃の運転開始を目標に、事業者との事業推進を図ってまいります。また、県や関係機関と連携しながら、継続的に事業訪問や誘致活動に取り組みます。

本町の地域資源を活かした特産品事業として、企業等と連携しながら御立岬温泉塩を活用した新たな商品化に継続して取り組むとともに、販路開拓を図ってまいります。

観光振興につきましては、都市圏域をターゲットに、旅行業者等と連携を図りながら、町の魅力を町内外へ発信できる観光商品の開発を新たに取り組めます。

南九州西回り自動車道等の高速交通網に対応すべく、道路利用者の利便性の向上と情報発信を目的に、JAあきたファーマーズマーケット「でこぼん」を町内3箇所目となる「道の駅」としての登録を目指します。

観光イベントにつきましては、御立岬ビーチサッカースフェスティバルやビーチバレーinくまもと大会、芦北うたせマラソン大会など、町を代表するイベントを引き続き開催し、交流人口の増加を図ってまいります。

芦北海浜総合公園につきましては、公園施設長寿命化対策支援事業を計画に基づき施工し、公園利用者の安全確保と適正な管理運営に努めてまいります。

御立岬公園、温泉センター及び物産館につきましては、計画的な施設の維持修繕を行い、利用環境の改善や適正な施設運営に努めます。また、町全体の産業振興への寄与を目的に、農協や漁協をはじめとする町内店舗・企業等と連携し、返礼品の

充実を図るなど、ふるさと納税制度の拡充を進めてまいります。

第2に、「地域で守り育てるまちづくり」についてであります。

まず、健康づくり活動につきましては、「生涯現役・健康寿命の延伸」の目標の達成に向け、健康づくり推進計画に基づき、健康づくり講演会等による意識啓発など、各種事業の取組を加速してまいります。また、重点事業として、生活習慣病等の重症化予防の取組を推進してまいります。

新たな取組として、不妊に悩む夫婦に対し、高額な治療費がネックとなっている特定不妊治療費の負担軽減を図るため、県の支援策と協調を図り、治療費の一部を助成いたします。

女島活力推進センターの環境学習公園は、センターと一体で水俣病の情報発信と地域のもやし直し、環境学習等の活動拠点として利用の促進を図ってまいります。また、水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業により、水俣病被害者や地域の一般高齢者の方々が地域の中で安心して在宅生活を営むことができるよう、対象地区を拡大し取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、第6期芦北町老人福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らせるよう支援してまいります。また、新たな取組として、外出時の急病等の際、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急連絡先等の情報を記載したカードを携帯する見守りカード事業を推進してまいります。

障がい者福祉につきましては、第4期芦北町障がい福祉計画、第3期芦北町障がい者プランに基づき、心身の状況や生活環境等に応じた適切な指導助言を行う行政支援事業や、ニーズに配慮した様々な障がい福祉サービスを提供するとともに、障がい福祉フォーラムを引き続き開催し、障がいに対する理解の促進及び障がい者が主体的に社会参加できる機運を醸成してまいります。

地域福祉活動の推進につきましては、高齢者等の避難行動要支援者名簿を活用し、災害時の避難支援に繋げるとともに、誰もが住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるよう、地域住民が主体となった見守りネットワークの拡充を図ってまいります。

児童福祉につきましては、引き続き18歳までの子ども医療費の一部負担金を無料化し、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、子ども・子育て支援事業計画に基づいた事業に取り組み、保護者が安心して子育てができる環境の整備に努めてまいります。また、平成27年度に引き続き、低所得者への臨時福祉給付金と、新たに実施される年金受給者等への年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給事務を適切に行ってまいります。

第3に、「郷土の未来を育む人づくり」についてであります。

古きを学び知り、生きる力を培い、新しきを創るという芦北町教育理念「温故創新」のもと、徳育を根底に、論語の素読の継続的な取組や、武道（空手道）の指導を通して、子どもたちの礼節を重んじる心と態度の醸成に繋げてまいります。

学校教育の学習環境の整備・充実につきましては、中学校にデジタル教科書を導入し、液晶テレビ型電子黒板等のＩＣＴ機器の効果的な活用を図るとともに、魅力ある授業の実施に取り組み、児童生徒の学力向上を図ってまいります。また、いじめ・不登校問題等に対処するため、引き続き不登校対策支援員や心の教室相談員を配置し、その防止と解消に取り組んでまいります。更に、特別支援教育につきましては、増加傾向にある“気になる児童・生徒”に対し支援員を増員し、きめ細やかな指導を行ってまいります。

施設の管理につきましては、校舎等の計画的な維持修繕を行ってまいります。

学校給食におきましては、衛生的な学校給食センターの運営を行い、安全・安心な給食を安定して提供するとともに、個々に応じたアレルギー対応の給食と地産地消にも積極的に取り組んでまいります。また、喫緊の課題である芦北高校の入学者確保に資するため、芦北高校総合支援事業を創設し、学校、地域、同窓会と連携し、高校存続に向けた取組を進めてまいります。

次に、スポーツの振興につきましては、社会体育クラブや総合型地域スポーツクラブ等の支援及び全国大会出場者等に補助金を交付し、競技力の向上と生涯スポーツの振興を図るとともに、サッカー・グラウンドゴルフなどの交流イベント事業を開催し、各体育施設の利用促進・連携及び交流人口の増加を図ってまいります。

生涯学習の推進につきましては、町民講座や平成生き生き大学、音楽祭等を開催し、参加者の自己研鑽と学習環境の整備に努めてまいります。また、心豊かな子どもたちを育む学習の場を提供するために、子ども講座、子ども体験学習事業を開催するとともに、放課後子ども教室等各種事業を継続してまいります。

文化振興につきましては、佐敷城跡観月会や文化祭を引き続き開催し、町民の文化交流や発表の機会の創出を図ってまいります。また、全国大会出場者等に文化振興事業補助金を交付するなど、文化活動に意欲的に取り組んでいる方々を支援してまいります。

文化財の保存・調査につきましては、佐敷城跡をはじめとした町内文化財の適正な保存管理に努めるとともに、文化庁国庫補助事業を活用して、「八代・芦北の七夕綱」の総合的な調査を実施いたします。

町誌編さん事業については、準備委員会において、効率的かつ計画的な編さん事業となるよう具体的な内容について引き続き検討してまいります。

星野富弘美術館は、心を癒す拠点施設として、星野作品の素晴らしさを多くの

人々に伝える企画展及び一般作品の公募展を開催します。また、開館１０周年を記念した講演会と美術館コンサート及び文字アートコラボ展を開催します。

次に、国際交流の推進につきましては、新たな国際交流員を招へいするとともに、芦北町国際交流協会と連携し、国際交流まつりなどのイベントや各種事業を実施してまいります。また、カンボジアに学校を贈る運動に代表される国際協力、貢献事業を促進してまいります。

英国派遣事業につきましては、引き続き中学生・高校生を派遣することとし、更なる国際化の推進力となる人材育成を図ってまいります。

第４に、「暮らしを支える基盤づくり」についてであります。

まず、交通ネットワークの整備につきましては、主要事業として位置付ける町道射場芦北線改良事業の本体工事に着手し、芦北インターチェンジから国道３号に通じる県道及び町道のアクセスを改善し、児童・生徒等の安全な通学路を確保するとともに、併せて芦北町民総合センターへの避難道路としての整備を図ってまいります。また、７０橋の橋梁点検を引き続き実施するとともに、新たに社会資本整備総合交付金を活用して、町道４９路線の路面性状調査を行います。その他の町道につきましても、計画的な改良と維持補修を行い、安全確保に努めてまいります。

県道関係につきましては、改良工事等に係る負担金を措置するとともに、引き続き県に対し、球磨田浦線等の未改良区間の早期実施を要望してまいります。

公共交通機関の維持・確保につきましては、路線バス維持対策とともに、ふれあいツクールバスにより交通弱者の移動手段の確保に努めてまいります。

肥薩おれんじ鉄道は、厳しい経営状況が続いていることから、支援の拡充を行うとともに、今後も沿線自治体や関係機関と連携し、観光列車の運行や交流人口の増加につながるイベント開催等への支援を行ってまいります。

安全・安心なまちづくりにつきましては、災害に強いまちづくりを推進するため、常備消防の支援を行うほか、消防格納庫並びに積載車、小型動力ポンプの施設・設備の充実を図ってまいります。

災害対策については、自主防災組織や平成２７年度に１８組織から３６組織と倍増し、県平均を２．２ポイント上回る８０．７％となりました。このように地域内における自助・共助の意識が着実に広まってきている中で、引き続き自主防災組織の新規設立や運営のサポートを行ってまいります。また、災害時の予防的避難を促すための早めの情報提供や避難所開設を引き続き実施してまいります。

水防対策につきましては、海岸地区の排水管にフラップゲートを設置し、高潮浸水被害の解消を図ります。

防犯体制につきましては、子どもや女性などが被害者となる凶悪事件が全国各地

で発生しており、犯罪抑止のため防犯カメラを計画的に設置するとともに、防犯灯設置に対する助成を行い、安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

次に、水供給対策につきましては、引き続き飲料水供給施設事業に取り組んでまいります。

生活排水対策につきましては、今後とも浄化槽設置の推進を図ってまいります。

ごみの減量化の推進につきましては、家庭における分別の徹底と生ごみ処理機購入やごみ集容器設置への補助を実施するとともに、資源ごみのリサイクルを実施してまいります。また、コンクリートやタイル等のがれき類の受け入れを行い、利便性の向上を図ってまいります。

環境保全活動の推進につきましては、ごみの不法投棄撲滅に向け、環境衛生巡視員による巡回監視を強化し、看板設置や広報等を行うとともに、グリーンカーテンコンテスト等の取り組みにより、環境意識の啓発に努めてまいります。

公式確認から60年目となる水俣病に関しましては、相談窓口を設置して各種相談に対応するとともに、もやい直し事業や水俣病に対する本町独自の情報発信事業である「うたせ船で、水俣病を学ぶ講座」を引き続き実施いたします。

公営住宅の整備につきましては、計画的な補修・更新等を実施し、効率的かつ適正な維持管理を行ってまいります。

IT社会の進展に鑑み、町内のITインフラ充実を図るため、3年を目途として町内全域を網羅する光通信基盤整備事業に取り組むとともに、定住化に向けた取り組みとして、町内で新たな住宅団地の可能性を検討するため、基礎調査事業を進めてまいります。

第5に、「住民と行政の協働のまちづくり」についてであります。

まちづくりの主役は「人」であり、地域づくり、スポーツ・文化、交流活動等に意欲的に活動するまちづくり団体を支援し、まちづくりを支える人材育成を図るとともに、交流イベント等を通じて若者の結婚・定住を促進してまいります。

次に、行・財政の運営につきましては、今後も効率的な行政組織の見直しと、定員の適正化に努めてまいります。また、芦北町人材育成基本方針に基づき、職員の資質向上に努めてまいります。

人事評価制度につきましても、引き続き職員の意識改革を促し、職場の活性化を図ってまいります。

公共施設の計画的な施設整備等の推進につきましては、公共施設等総合管理計画を策定し、適正配置の実現に努めてまいります。また、利用計画のない町有地については、宅地分譲や貸し付けなどにより、有効活用を図ってまいります。

町の情報発信につきましては、引き続き広報あしきたやまちだより、ホームページ

ジなどを活用した情報提供に努めてまいります。また、本町の魅力を町内外へ発信するため、都市圏の映画館において、町のPR動画の放映を行います。更に、移住・定住や産業振興に特化したポータルサイトを運営するとともに、移住・定住希望者に対し、空き家情報等、魅力ある情報を提供してまいります。

戸籍・住民基本台帳・年金等の窓口業務につきましては、更に接遇力を高めるとともに、個人情報の保護に留意しながら、適正な事務処理に努め、サービス向上を図ってまいります。また、平成28年1月から利用開始されました社会保障・税番号制度（マイナンバー）の適切な運用を進めてまいります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、36億6,200万円を措置しました。前年度に引き続き、保健センターと連携して、芦北町国保健康づくり推進事業を実施し、重症化予防に取り組むとともに、国保財政の健全な運営に努めてまいります。

吉尾温泉診療所につきましては、5,310万円を措置しました。診療体制につきましては、へき地支援機構と地元医療機関との連携により、週3回の診療を安定的に維持するとともに、直営診療所運営協力委員会を開催し、今後の運営体制の検討を行ってまいります。

介護保険事業につきましては、22億5,600万円を措置しました。第6期介護保険事業計画に基づき、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう努めてまいります。また、適正な介護保険事業を運営するとともに、「新しい介護予防、日常生活支援総合事業」に取り組み、地域包括ケアシステムの充実を図ってまいります。

農業集落排水事業につきましては、施設の維持管理費として2億2,400万円を措置しました。

生活排水処理事業につきましては、維持管理費として5,800万円を措置しました。浄化槽からの放流水の状態に応じた効率的な管理を行い、引き続き経費削減に努めてまいります。

町有温泉事業につきましては、9,300万円を措置しました。

ヘルシーパーク芦北及び計石温泉センターにつきましては、適切な維持管理に努め、入浴者の利用環境の改善に努めてまいります。

湯浦温泉センターにつきましては、増加する利用者のニーズを的確に把握し、利用者サイドに立った適切な施設運営に努めてまいります。

また、大野温泉センターにつきましては、指定管理者と連携し、利用環境を向上することで増客に繋がるよう支援してまいります。

奨学資金貸付事業につきましては、3,700万円を措置しました。

また、後期高齢者医療事業につきましては、２億６，７２０万円を措置しました。健康診査委託事業や人間ドック健診補助に加え、新たに歯科口腔審査事業を実施し、被保険者の更なる健康保持増進を図るとともに、疾病の早期発見と重症化の防止に努めてまいります。

公営企業会計である水道事業につきましては、２億８，４００万円を措置しました。平成２８年度から簡易水道事業と経営統合し、新たな水道事業として、安定した経営を行うとともに、安全かつ安定的な水道水の供給に努めてまいります。

以上、一般会計、特別会計及び水道事業会計を合わせた平成２８年度の予算総額は１６５億２，４３０万円となっております。

結びに、今後、地域間競争を勝ち抜くため、芦北町に住みたい、住み続けたいと感じられる個性の輝くまちづくりの実現に向けて、また地域に愛着と誇りをもち、活力みなぎる人材を育み、定住人口の確保と交流人口の増加が図られるよう、平成２８年度の全力を傾注してまいります。

町民の皆さまの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（寺本修一君） 町長の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。１１時２５分から再開します。

—————○—————

休憩 午前１１時１５分

再開 午前１１時２５分

—————○—————

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

第１３ 議案第 ８号 平成２８年度芦北町一般会計予算

第１４ 議案第 ９号 平成２８年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算

第１５ 議案第１０号 平成２８年度芦北町介護保険事業特別会計予算

第１６ 議案第１１号 平成２８年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算

第１７ 議案第１２号 平成２８年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算

第１８ 議案第１３号 平成２８年度芦北町有温泉事業特別会計予算

第１９ 議案第１４号 平成２８年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算

第２０ 議案第１５号 平成２８年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算

第２１ 議案第１６号 平成２８年度芦北町水道事業会計予算

○議長（寺本修一君） これから日程第１３、議案第８号「平成２８年度芦北町一般会計予算」から日程第２１、議案第１６号「平成２８年度芦北町水道事業会計予算」は、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第３６条の規定により一括議題とし

ます。

ただいま一括議題としました議案については、先ほどの日程第１２「平成２８年度施政方針と予算大綱説明」で町長の説明のもあり、また先の議会運営委員会において委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第３８条第２項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、一括議題の議案は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから一括議題の質疑を行います。先の議会運営委員会において、委員会付託の答申がっておりますので、質疑はあくまでも総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第１３、議案第８号から日程第２１、議案第１６号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におかれましては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において各常任委員長から報告願います。

—————○—————

第２２ 議案第１７号 芦北町水産物加工施設条例の制定について

第２３ 議案第１８号 芦北町いじめ防止等に関する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第２２、議案第１７号「芦北町水産物加工施設条例の制定について」及び日程第２３、議案第１８号「芦北町いじめ防止等に関する条例の制定について」は、議会運営委員会の答申に基づき一括議題とし、委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第３６条の規定により一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第２２、議案第１７号及び日程第２３、議案第１８号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

各常任委員会におかれましては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において各常任委員長から報告願います。

-----○-----

第24 議案第19号 芦北町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第24、議案第19号「芦北町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） それでは、議案第19号、芦北町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、行政不服審査法の全部改正に伴い改正するものです。

まず、行政不服審査法改正概要につきまして、公正性の向上及び点検の強化を図る観点から、審理員制度の導入、第三者機関への諮問手続きの導入、審理手続きにおける審査請求人等の権利の拡充などがなされております。また、使いやすさ、国民の利便性の向上を図るため、不服申立の書類を一元化及び審査請求期間の延長が行われております。これまで、不服申立の書類として、不服申立、異議申立、審査請求とありましたが、これを審査請求に一元化するものです。また、審査請求期間につきましては、60日以内から3箇月以内に延長されています。

今回の条例改正は、このうち第三者機関への諮問手続きを導入するための改正で、行政不服審査法に係る審査を行う第三者機関として、情報公開審査会にその権限を追加するものです。併せまして、不服申立を不服請求に、不服申立人を審査請求人に改めるものです。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものです。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

————○————

第25 議案第20号 芦北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第25、議案第20号「芦北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 議案第20号、芦北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、行政不服審査法の全部改正に伴うもので、主な改正内容といたしましては、不服申立の手続きを一元化することにより、不服申立を審査請求に、不服申立人を審査請求人に改めるものです。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

————○————

第26 議案第21号 芦北町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第26、議案第21号「芦北町人事行政の運営等の状況の

公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 議案第 21 号、芦北町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法の一部改正に伴うもので、主な内容といたしましては、人事行政の運営の状況に関する報告及び公表する事項に、職員の人事評価、退職管理などに関する状況を追加するものです。

附則としまして、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行することとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 21 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

第 27 議案第 22 号 芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第 27、議案第 22 号「芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 議案第 22 号、芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、条項ずれの改正を行うものです。

また、学校教育法の一部改正に伴い、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことから、所要の改正を

行うものです。

附則としまして、この条例は平成２８年４月１日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第２２号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

第２８ 議案第２３号 芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第２８、議案第２３号「芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 議案第２３号、芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、芦北町消防団の出動時の費用弁償の増額及びいじめ防止対策推進法の施行に伴い、委嘱する委員等に対する報酬額を規定するため、条例を改正するものです。

消防団員の費用弁償につきましては、地域防災力の維持向上を目的として、有事の際に現場に出動する消防団員の出動単価を増額し、活性化を図るもので、これまで出動単価は１，０００円でありましたが、県内の平均単価を参考に１，５００円とするものです。

また、いじめ問題調査委員会委員につきましては、弁護士、精神科医、審理福祉分野の専門家などを想定しており、委員長の報酬額につきましては、弁護士相談料、

嘱託医報酬などを参考に１万７，３００円とし、副委員長及び委員の報酬額につきましては、熊本県の条例に規定されている報酬日額を参考にしております。

なお、いじめ防止対策審議会委員の報酬につきましては、校長会、ＰＴＡ、区長会などの代表者を想定し、従来どおり町の基準に照らした額となっております。

附則としまして、この条例は平成２８年４月１日から施行するものです。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第２３号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

第２９ 議案第２４号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第３０ 議案第２５号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第３１ 議案第２６号 旧芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第３２ 議案第２７号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第２９、議案第２４号「芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から日程第３２、議案第２７号「芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までは、議会運営委員会の答申に基づき一括議題とする旨の答申がっておりますので、会議規則第３６条の規定により一括議題とします。

本案について説明を求めます。山元総務課長。

○総務課長（山元信作君） 議案第２４号から議案第２７号までは、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関連する改正となりますので、一括して御説明申し上げます。

議案第２４号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、２条編成としております。第１条では、熊本県人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給料について０．４５％増、ボーナスを０．１０月増とする給与改定を、平成２７年４月１日に遡及して適用するものです。また、附則として、平成２７年１２月に支給する勤勉手当の成績率を１００分の８５として遡及適用する特別措置を規定しております。

第２条の改正では、平成２８年４月１日から適用となる給与制度の総合的見直しの一環として、平均２％減となる新給料表を適用し、併せて地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備を行っております。

議案第２５号、芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第２６号、旧芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例及び議案第２７号、芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般職の職員の給与改定の例により、町長、副町長、教育長、議会議員の期末手当について、０．１０月の増額改定を行うものです。

附則として、平成２７年１２月に支給する期末手当の支給率を１００分の１６７．５として遡及適用する特別措置を規定しております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから議案第２４号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第２４号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２４号は原案のとおり可決されました。

これから議案第２５号、芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第２５号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号は原案のとおり可決されました。

これから議案第２６号、旧芦北町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第２６号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号は原案のとおり可決されました。

これから議案第２７号、芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第２７号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２７号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

第３３ 議案第２８号 芦北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第３３、議案第２８号「芦北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。楠原税務課長。

○税務課長（楠原清照君） 議案第28号、芦北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回、行政不服審査法が全部改正され、本年4月1日に施行されます。これに伴い、本条例の改正を行うものです。

主な改正内容は、2ページ、4行目からの第10条及び第11条の部分でございます。

今回の改正で、審査請求人等は書類の閲覧に加えて、新たに写しの交付を求めることができるようになっております。これに係る手数料の額等を第10条に、手数料の減免を第11条に新たに設けております。

規定の内容は、行政不服審査法施行令の規定に準じております。その他の部分についても、行政不服審査法及び同法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

附則では、平成28年4月1日施行及び適用区分を規定しております。

提案理由は記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

第34 議案第29号 芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第34、議案第29号「芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。楠原税務課長。

○税務課長（楠原清照君） 議案第29号、芦北町税条例の一部を改正する条例の制定

について御説明申し上げます。

今回の改正は、平成２６年度の国税における猶予制度の見直しを受け、平成２７年度税制改正において、徴収の猶予及び換価の猶予に係る地方税法の改正が行われ、平成２８年４月１日から施行されることに伴うものです。

まず、徴収の猶予は、地方税法では、災害、盗難、事業の休廃止等があった場合、延長を含めて最長２年間となっておりますが、本条例ではそれを受け、事務手続き等について第８条で徴収猶予に係る徴収金の納付方法、第９条で申請書の記載内容、添付書類、不適用事由等の申請手続き、第１０条で徴収猶予の取消を規定しております。

次に、換価の猶予につきましても、地方税法では職権で最長２年間とされておりますが、本条例ではそれを受け、第１１条で換価の猶予の事務手続きについて、第１２条で納税者申請による換価の猶予について、諸申請期間、徴収金の納付方法、申請手続き等について新たに追加、第１３条でこれらの猶予に係る担保を徴しない金額について５０万円以下、期間については３箇月以内と規定したものです。

附則では、平成２８年４月１日施行及び経過措置を規定しております。

提案理由は記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第２９号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

————○————

第３５ 議案第３０号 芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第３５、議案第３０号「芦北町指定地域密着型サービスの

事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 議案第30号、芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

この条例は、平成26年6月に公布されました地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の整備等に関する法律によって規定されたもので、国が定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正が行われ、それに合わせて改正するものです。

主な改正点は3つあります。1つが、議案の2ページから15ページまでですが、第4章の前に、18人以下の小規模の通所介護を、第3章の2地域密着型通所介護として追加し、基本方針や人員、設備及び運営に関する基準を定めたことです。

2つ目は、8ページ、第59条の17、地域との連携等において、運営推進会議を認知症対応型通所介護に概ね6箇月に1回開催することを義務付けたことです。

3つ目は、改正に係る条文の整理と読替規定の整備を行ったものでございます。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものです。

経過措置として、通所介護事業所は小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行する場合の宿泊室の設置を猶予する規定を設けています。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 我々は直接あまり関係ないんですけども、事業所においての通達とかはもう事業所には行っておるんでしょうか。説明とか、そういうのは町からのいろんな啓発・啓蒙活動とかはあるんですか。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 当然、各事業所には行っております。そして該当するところが、芦北町は1カ所です。事前にそういったお話も伺っておりまして、利用者の方に影響はないというふうに思っております。以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第３０号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

第３６ 議案第３１号 芦北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第３６、議案第３１号「芦北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 議案第３１号、芦北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、先の第３０号議案と同様に、国が定める指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正され、それに合わせて改正するものです。

主な改正点は、議案１ページ中段になりますが、第３９条の介護予防、認知症対応型通所介護における運営推進会議の設置を義務付けるものです。また、それに伴う条文の整理を行っております。

附則としまして、この条例は平成２８年４月１日から施行するものです。

経過措置としまして、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に移行する場合の宿泊室の設置を猶予する期間を設けています。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

第37 議案第32号 芦北町環境美化条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第37、議案第32号「芦北町環境美化条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） 議案第32号、芦北町環境美化条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

この条例は、行政不服審査法の全部改正に伴うもので、改正内容としましては、異議申立を審査請求に改め、審査請求できる期間を3箇月以内に延長するものです。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものです。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 2 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

第 3 8 議案第 3 3 号 芦北町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第 3 8、議案第 3 3 号「芦北町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。藤井農林水産課長。

○農林水産課長（藤井哲郎君） 議案第 3 3 号、芦北町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例は、行政不服審査法の全部改正に伴うもので、主な改正内容といたしましては、異議の申し立て等を審査請求に改め、審査請求できる期間を 3 箇月以内に延長する改正となっております。

附則として、この条例は平成 2 8 年 4 月 1 日から施行するものです。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 3 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 3 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

第 3 9 議案第 3 4 号 芦北町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第 3 9、議案第 3 4 号「芦北町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。告畑農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（告畑一彦君） 議案第 3 4 号、芦北町証人等に対する実費弁償

に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、農業協同組合法等の一部を改正する法律が公布され、その中で農業委員会等に関する法律が一部改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものです。

改正の内容は、本条例で規定しています実費弁償を受ける範囲について、運用条項を改めるものでございます。

附則として、この条例は平成２８年４月１日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第３４号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３４号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

第４０ 議案第３５号 芦北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第４１ 議案第３６号 芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

第４２ 議案第３７号 芦北町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

第４３ 議案第３８号 芦北町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第４４ 議案第３９号 芦北町簡易水道事業特別会計条例を廃止する条例の制定について

第４５ 議案第４０号 芦北町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の制定について

第４６ 議案第４１号 芦北町簡易水道給水財政調整基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第４０、議案第３５号「芦北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から日程第４６、議案第４１号「芦北町簡易水道給水財政調整基金条例を廃止する条例の制定について」までは、議会運営委員会の答申に基づき、一括議題とする旨の答申がっておりますので、会議規則第３６条の規定により一括議題とします。

本案について説明を求めます。坂道上下水道課長。

○上下水道課長（坂道征一君） 議案第３５号、芦北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第４１号、芦北町簡易水道給水財政調整基金条例を廃止する条例の制定についてまで、一括して御説明申し上げます。

今回の条例改正及び廃止につきましては、簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱及び同取扱要領の一部改正によりまして、簡易水道事業を地方公営企業であります水道事業に経営統合するものです。経営統合を行うことで、簡易水道事業につきましては、今後も国庫補助を受けることができ、水道事業が一元管理となることで財政や技術基盤の強化が図られることから、今回提案するものです。

議案ごとに説明をいたします。

まず、議案第３５号、芦北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、第２条の給水区域に簡易水道事業の給水区域を追加します。また、計画給水人口を１万２００人から１万２,６１０人に、１日最大給水量を５,４６０ m^3 から７,０００ m^3 に改めるものです。

議案第３６号、芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についても、第２条の給水区域に簡易水道事業の給水区域を追加するものです。

議案第３７号、芦北町課設置条例の一部を改正する条例については、上下水道課の事務分掌第２条第９号ア、簡易水道施設事業に関することを削除し、飲料水供給施設に関することとするものです。

議案第３８号、芦北町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例については、第２条第１項の公営企業の事務部局の職員数を５人から６人とするものです。

議案第３９号、芦北町簡易水道事業特別会計条例を廃止する条例、議案第４０号、芦北町簡易水道事業給水条例を廃止する条例、議案第４１号、芦北町簡易水道給水財政調整基金条例を廃止する条例につきましては、簡易水道事業の経営統合につきまして関係する条例を廃止するものです。

なお、簡易水道給水財政調整基金につきましては、水道事業会計で受け入れ、建設改良積立金等へ積み立てる予定でございます。

附則といたしまして、これらの条例は平成２８年４月１日から施行するものです。提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから議案第３５号、芦北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第３５号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号は原案のとおり可決されました。

これから議案第３６号、芦北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第３６号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号は原案のとおり可決されました。

これから議案第３７号、芦北町課設置条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第３７号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号は原案のとおり可決されました。

これから議案第３８号、芦北町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第３８号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号は原案のとおり可決されました。

これから議案第３９号、芦北町簡易水道事業特別会計条例を廃止する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第３９号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号は原案のとおり可決されました。

これから議案第４０号、芦北町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第４０号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４０号は原案のとおり可決されました。

これから議案第４１号、芦北町簡易水道給水財政調整基金条例を廃止する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第４１号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

第４７ 議案第４２号 芦北町過疎地域自立促進計画を定めることについて

第４８ 議案第４３号 定住自立圏形成協定の締結について

○議長（寺本修一君） これから日程第４７、議案第４２号「芦北町過疎地域自立促進計画を定めることについて」及び日程第４８、議案第４３号「定住自立圏形成協定について」は、議会運営委員会の答申に基づき、一括議題とし、委員会付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第３６条の規定により一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第４７、議案第４２号及び日程第４８、議案第４３号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におかれましては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において各常任委員長から報告願います。

-----○-----

○議長（寺本修一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、平成２８年度芦北町一般会計予算歳入の連合審査会につきましては、１時１５分から議員控え室で行います。

御苦勞でございました。

-----○-----

散会 午後０時１０分

平成28年第1回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成28年3月17日

午前10時 開 議

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

第1 一般質問

（散 会）

2 出席議員（16人）

1番 荒 川 知 章 君
3番 宮 内 道 則 君
5番 古 村 逸 男 君
7番 草 野 安 道 君
9番 元 山 秀 志 君
11番 平 松 洋 一 君
13番 藤 井 公 明 君
15番 水 口 宣 之 君

2番 坂 本 登 君
4番 寺 本 順 一 君
6番 白 坂 康 浩 君
8番 前 田 徹 一 君
10番 宮 尾 秀 行 君
12番 川 尻 成 美 君
14番 岡 部 恵美子 君
16番 寺 本 修 一 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教育委員長	澁 谷 百 鍊 君	教 育 長	竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長	山 元 信 作 君	企画財政課長	柳 田 豊 彦 君
税 務 課 長	楠 原 清 照 君	住民生活課長	一 丸 喜八郎 君
福 祉 課 長	宮 下 祐 一 君	農林水産課長	藤 井 哲 郎 君
商工観光課長	園 川 民 夫 君	建 設 課 長	下 田 研 君
上下水道課長	坂 道 征 一 君	会計管理者兼 会 計 室 長	井手口 浩 二 君
田浦基幹支所長	溝 下 博 行 君	教 育 課 長	大 塚 雄 二 君
生涯学習課長	江 上 繁 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	告 畑 一 彦 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 岩 間 睦 生 君 次長(課長補佐) 福 田 貴 司 君

平成 2 8 年第 1 回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	坂本 登	1 町内全域における公共交通網の整備について	高齢化等が深刻な状況の中、住民にとって公共交通網の整備は重要な課題と考える。 (1) ふれあいツクールバスの路線、運行時刻及び乗降場所などを見直す考えはないか。 (2) 内木場地区、上原地区、黒岩地区など公共交通網の整備されていない地区に対して、整備する考えはないか。	町 長
		2 若い世代の雇用創造と地場産業の育成について	(1) 芦北町人口ビジョンの目指すべき将来の方向の項目に若い世代への雇用を創出するとあり、「若い世代の雇用機会を増やし地元企業への就職を促進させ、人口減少の大きな要因である若年層の人口流出を抑制していく。」とある。 ア 若年層の人口流出はどのような根拠に基づいて示されているか。 イ 若年層とは何歳から何歳までか。 ウ 町には若年層人口は男女別に何人か。 エ 若い世代が、職場に対して何を求めているのか調査し分析する必要があると思うがどうか。 (2) 芦北町人口ビジョンの目指すべき将来の方向の項目に「年間約 1 7 0 人の転出	町 長

			超過の現状を踏まえて、特に２０代前半の流出人口を抑制する具体的な数値を目標に立て、施策を展開する。」とある。流出人口を抑制する施策は具体的にどのようなことを考えているか。 (３) 平成２７年度版町勢要覧資料編の産業大分類別事業所数によると、平成２４年の事業所総数は、６８３となっている。 事業主が若い世代の雇用について、何を求めているか、何が問題なのか、どのように考えているかなど、多くの事業所から意見を聴き調査し、分析する考えはないか。 (４) 地場産業の育成と経済効果などが期待できる、住宅リフォーム助成制度を設ける考えはないか。	
		３ 子育て環境の整備について	安心して子供を産み育てる環境づくりの一つとして、熊本県内でも２６自治体を実施している「ブックスタート事業」がある。 ブックスタート事業は、自治体が行う０歳児検診などの機会に、赤ちゃんと保護者が絵本を介してゆっくり心触れ合うひとときを持つきっかけをつくる活動であるが、町独自の取組として実施する考えはないか。	町 長
2	平松洋一	1 地域生活交通網の維持確保について	本町では、路線バスへの補助や福祉バス、通学用の児童生徒と町民の相乗り用のふれあいツ	町長及び担当課長

			クールバスが運行されているが、特に車の運転ができない高齢者から交通手段の確保に不自由しているとの声を多く聞いている。 そこで地域生活交通網の現状と今後の対策等についてどう考えるか。 (1) 現状と問題点について ア 路線バス維持対策の現状について イ ふれあいツクールバスの運行状況とその問題点について (2) 生活交通網拡充対策について ア 交通弱者の要望把握とその対応はどのように考えているか。 イ (仮称) 芦北町公共交通を考える会などの設置の考えはないか。 ウ コミュニティーバス、ミニバス、乗り合いタクシーなどの運行の考えはないか。	
3	川尻成美	1 各種補助事業の精査等について	平成27年度芦北町一般会計補正予算(第7号)で、ふるさとづくり基金及びまちづくり振興基金に1億円ずつ措置された。 (1) この基金を活用し、各種団体等に対して活動費の一部を補助されているが、これまでの実績などを考慮したうえで、補助対象事業の継続や見直し等について精査する必要があるのではないか。	町 長

			(2) 補助事業が完了すると、実績報告書が提出されるが、その内容審査は、どのように行っているのか。	
		2 芦北高校総合支援事業への取組について	平成28年度からの新規事業「芦北高校総合支援事業」には、21,649千円の予算が計上されている。 この事業は、芦北高校を総合的に支援するために創設されるものであり、その効果を大いに期待している。 事業内容等については、理解しているが、今後、事業を行っていくうえで、課題になっているものはないか。	町 長
		3 小学校の運動部活動移行について	平成28年2月20日付けの熊本日日新聞に「小学校の運動部活動移行・30市町村に準備組織」との見出しで県教育委員会の報告が掲載されている。 (1) 現在、町内の各小学校における運動部活動はどのようなになっているのか。 (2) 今後、小学校の運動部活動移行に関し、本町教育委員会として、どのように対応するのか。	教育委員長 及び 担当課長
4	荒川知章	1 町立図書館及び蔵書の見直しについて	芦北町の町立図書館は現在、社会教育センターの中に設置してあるが、町民の皆さんから、施設内が暗い、読みたい本がない、などの意見が聞かれる。図書館全体の見直しや蔵書の見直し、サービスの見直しをする考えはないか。	教育委員長 及び 担当課長
		2 クルーズ船来航に伴う観光ル	近年、八代港に外国からのクルーズ船が来航しており、今年	町長及び 担当課長

		ートの開発について	は11隻、来年も多くのクルーズ船が来航予定になっている。 (1) 昨年3月の一般質問において、町長及び商工観光課長から、県や関係機関と連携を図りながら検討していくとの答弁があったが、その経過状況はどうなっているか。 (2) 津奈木町、水俣市、人吉球磨地域の市町村と連携して観光ルートの開発を行う考えはないか。	
		3 町内へIターン、Uターンをする人に対して家の新築・増改築にかかる費用の補助や就労支援について	人口減少は大変深刻な問題であるが、この問題を少しでも緩和する対策として、町内へのIターン、Uターン者を増やすために、Iターン、Uターンする人に対して、家の新築・増改築にかかる費用の一部補助や就労支援をする考えはないか。	町長及び担当課長

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

第1 一般質問

○議長（寺本修一君） 日程第1「一般質問」を行います。

質問通告者は4人です。通告書はお手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、坂本君。

○2番（坂本 登君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の坂本登です。

議長の許可のもと、3項目について質問をいたします。

最初に、町内全域における公共交通網の整備について質問をいたします。高齢化等が深刻な状況の中、住民にとって公共交通網の整備は重要な課題と考えます。そこで2点お聞きします。

（1）ふれあいツクールバスの路線、運行時刻及び乗降場所などを見直す考えはありませんか。

（2）内木場地区、上原地区、黒岩地区などの公共交通機関の運行していない地区に対して整備する考えはありませんか、お答えください。

2番目の質問は、若い世代の雇用創造と地場産業の育成についてお聞きします。

（1）芦北町人口ビジョンの目指すべき将来の方向の項目に、若い世代の雇用を創出するとあり、若い世代の雇用機会を増やし地元企業への就職を促進させ、人口減少の大きな要因である若年層の人口流出を抑制していくとあります。このことについて4点お聞きします。

ア 若年層の人口流出はどのような根拠に基づいて示されていますか。

イ 若年層とは何歳から何歳までですか。

ウ 町には若年層人口は男女別に何人ですか。

エ 若い世代が職場に対して何を求めているのか調査し分析する必要があると思います。町はどう考えていますか、お答えください。

(2) 芦北町人口ビジョンの目指すべき将来の方向の項目に、年間約170人の転出超過の現状を踏まえて、特に20代前半の流出人口を抑制する具体的な数値を目標に立て、施策を展開するとあります。この点についてお聞きします。流出人口を抑制する施策は具体的にどのようなことを考えていますか、お答えください。

(3) 平成27年度版町勢要覧資料編の産業大分類事業所数によると、産業種別に分類されていて、平成24年統計によると、事業所総数は683となっています。このことについてお聞きします。事業主が若い世代の雇用について何を求めているか、何が問題なのか、どのように考えているかなど、多くの事業所から意見を聞き調査し、分析する考えはありませんか、お答えください。

(4) 地場産業の育成と経済効果などが期待できる住宅リフォーム助成制度を設ける考えはありませんか、お答えください。

次に、3番目の質問をいたします。子育て環境の整備についてお聞きします。安心して子どもを産み育てる環境づくりの一つとして、熊本県内でも26自治体が実施しているブックスタートがあります。ブックスタートとは、自治体が行う0歳児健診などの機会に、赤ちゃんと保護者が絵本を介してゆっくり心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動ですが、町独自の取組として実施する考えはありませんか、お答えください。

以上で本壇からの質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（寺本修一君） 坂本君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、町内全域における公共交通網の整備についてでございますが、人口減少や高齢化などに伴い、生じる交通政策のあり方については重要なものと考えております。御質問の(1)(2)につきましては、具体的なことになりますので担当課長より答弁をさせます。

次に、質問の2、若い世代の雇用創造と地場産業の育成につきましても、具体的な内容になりますので担当課長より答弁させます。

質問の3、子育て環境の整備に関するブックスタート事業につきましては、平成28年度から取り組むこととしております。これも具体的内容につきましては担当課長から答弁させます。以上です。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） おはようございます。

質問が複数の課にまたがっておりますので、答弁が飛び飛びになることをお許しいただきたいというふうに存じます。

まず、(1) のふれあいツクールバスの件でございますけれども、ふれあいツクールバスは赤字路線バスの代替措置として平成22年度に導入をしたもので、27年度において国道3号を走るルートを除き、置き換えることができました。今後は利用状況などを点検し、運行時刻や乗降場所については弾力的に見直すことはあり得るというふうに思っております。

(2) のいわゆる内木場地区等についてのツクールバスの活用でございますけれども、ツクールバスはあくまでも赤字路線バスの代替措置であり、内木場、上原など新たな乗り入れは現段階では考えておりません。国道3号については、路線バスが運行しており、地域ブロック協議会での議論を踏まえ、ツクールバス導入の可能性について検討を進めることにしております。

なお、町の交通空白地帯の課題につきましては、交通政策として、あるいは福祉政策として大きな視点で検討する方向でございます。利用者の頻度や目的はもちろんのこと、費用対効果など慎重な判断が必要になるというふうに考えております。

次に、質問の2のア、人口流出の根拠でございますけれども、これは過去の国勢調査の結果に基づいて示しております。

次に、若年層の定義でありますけれども、この定義につきましてはいろいろな仕方がありますが、芦北町の人口ビジョンにおいては、15歳から20代前半までの世代に、子育て世代であります40歳前半までを含めたところで表現をしたつもりでございます。

次に、若年層の男女別は何人かといいますと、2010年の国勢調査に基づけば、男性が2,259人、女性が2,260人と、ほぼ同数になっているということでございます。

次に、飛びまして、人口流出を抑制する施策の具体的なものはどんなものかということですが、これこそ流出人口抑制の具体策として総合戦略というものを策定したものでありますから、これを確実に実施していくことが必要だというふうに考えているところでございます。

次に、地場産業の育成関係の住宅リフォームについてですが、住宅リフォームの新たな助成制度につきましては、過去の議会で町長が繰り返し答弁をしていますとおり、木造住宅支援事業や浄化槽設置事業など、家の増改築や新築に対する助成制度が充実しているというふうに思っておりますので、新たな制度をつくることは今のところ考えておりません。私のほうからは以上でございます。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） おはようございます。

まず、御質問の(1)のエにつきましてお答えをいたします。本町では、総合戦

略を策定するにあたりまして、芦北高校の生徒に対します進路及び希望業種調査を、さらに18歳から49歳の方、800人を抽出し、就労に関するアンケート調査も実施しております。平成26年度には、町民2,000人を抽出して住民アンケートを実施し、商工業の振興、雇用創出に対する意見を把握しております。加えて、熊本労働局、熊本県、関係機関などが、町民も含めて実施している各種調査結果より分析されていることから、改めての調査の実施は考えておりません。

続きまして、(3)の御質問につきましてお答えいたします。芦北町総合戦略を策定するにあたり、町内28の業種別ヒアリングを実施しており、事業主の雇用などに対する御意見を把握しております。また、熊本労働局、熊本県、関係機関などが実施している各種調査結果などからも、事業主が抱える課題や意見などが示されていることから、改めての調査の実施は考えておりません。

続きまして、(4)であります。地場産業の育成のための施策といたしましては、町内事業者の創業と店舗整備の支援補助金や整備投資資金に係ります利子補給補助金を予算化しているほか、芦北町商工会などが窓口となっている中小企業などの小規模事業者を対象とした補助制度など、その他国・県など、各種機関の助成制度を活用し支援しております。また、芦北町商工会が実施する地域商品券事業は、町内の経済効果に貢献します一方、お尋ねの住宅リフォームにも活用できますので、あえて助成制度の創設は考えておりません。私からは以上であります。

○議長（寺本修一君） 一丸住民生活課長。

○住民生活課長（一丸喜八郎君） おはようございます。

ブックスタート事業の具体的な取組につきましては、7～8カ月時の健診時にお母さん、お父さんなどに絵本の読み聞かせの効果について説明をし、絵本をプレゼントするということを考えています。なお、この事業は社会教育センターと連携を取りながら実施する予定としております。以上です。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 公共交通問題の2回目の質問をいたします。

(1)のほうは、公共交通は重要なものと考えていると、町長のほうから、課長のほうからは、見直す考えはあり得るという答弁をいただきました。そこで、私が直接聞いてきたツクールバスを利用している住民の声を紹介をいたします。「ツクールバスの折り返しバス停からあと300mくらい来てくれれば、この地区まで来られるとに、この坂道ば上ってくるとは年寄りにとっては大変。Uターンするところもあるし、何とかならんどか。」という声です。もう一つは、「路線バスのときから利用していて、ふれあいツクールバスも利用させてもらって、お陰で元気になっています。一つだけ願いのあつとですたい。バスば1本増やしてもらえんどかなあ。

病院に行っても、買物して佐敷の友達と話し込んで、帰りのバスに乗り遅れて往生したことのあつたいな。よろしく頼みますばい。」という声です。もう一つは、「バス停まで遠かけん、街まで買物に行った帰りは、買物袋ばさげて、この家まで歩くとは大変ばいた。バスの通り道だし、車も多く走っとらんし、田舎の集落はもっと気を利かせて家の近くで下ろしてくればよかとに思う。下りるときだけでよかったです。」と乗降場所の要求でした。もちろんこのような要求が全部実現できるとは私も思っていない。私が紹介できる住民の声はわずかですが、一人一人の切実な願いです。町として小さな声にも耳を傾けていただくことはできると思います。そして、町として多くの声を調査していただきたい。芦北町では、少子高齢化が急速に進行し、どの地域においても膨大な移動制約者が発生すると予想されます。町は町民が自由に安心・安全に移動できる権利を保障することが今後の大きな課題だと思います。町がその気になれば、ふれあいツクールバスにおける運行状況の課題と路線地域住民の要求は把握できると思います。

そこでお聞きします。第二次芦北町総合計画に町が総合計画の策定にあたり実施した住民アンケート調査結果の概要が記載されています。まちづくり分野別の施策についての中に、生活を支える基盤づくりのアンケート結果が1,113人中609人と、公共交通機関の維持継続が一番多くなっています。住民の関心が高いのはアンケート結果からも明らかです。公共交通機関の維持確保は住民の強い要望であると認識はしていますか、お答えください。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 当然、認識をしているからこそ、路線バスをツクールバスというふうに替えたということでございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 当然ということでした。そこで、第二次芦北町総合計画の中に、公共交通機関の維持確保、バス運行の充実としてツクールバスの運行など、地域の実情に合った交通手段を検討し、生活路線の確保に努めますと記載されています。既定の路線にこだわらず、地域の実情に合った生活路線を確保するために、是非住民要求と課題を検討し、運行時刻また乗降場所など、先ほど考える余地はあると答弁されましたが、できることは見直して実現してほしいと思います。もう一度、答えていただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 先ほど申し上げたとおりでございますが、もう一度繰り返し申し上げます。

ツクールバスは、あくまでも路線バスの代替措置といたしましたので、路線バス

のルートはどう走らせるかということでありまして、ほかの交通空白地帯の課題につきましては、交通政策として、あるいは福祉政策として大きな大局観をもって検討をするというふうに、先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 交通機関の運行していないのは、2回目は今からします。

答弁では、今、答弁されましたように、交通政策、福祉政策の中で考えていると答弁をされました。ここも直接声を聞いてきた、住民の声を一つ紹介させていただきたいと思います。「これまでは、こん地区は運転できんもん。家族に頼んだり、親戚に頼んだり、近所に頼んだりして、バスのなかったっちゃ不便さを何とかしてきたばってん、こん頃は若か者がおらんごつなって、これからは運転免許証を戻す者が増えてくるけん、なおさらとげんかしてほしかったい。おどま、こん地区に生活してきて、ここが好きだけん、ずうっとここに安心して住みたいし、ここに生まれて今まで暮らしてきた、こん地区が誇りですばい。何も贅沢なことは言わん。協力にくところ協力は協力する。地区には週に1回来ればよか。まだ走つとらん地区もほかにもあつどけん、曜日を決めて、ここは何曜日、他のところは何曜日と決めて走らせてくれればよかばってん。」と思いを話してくれました。

そこで、平成28年2月29日現在、公共交通機関の運行していない主な地区の人口と高齢者数、高齢化率を調べてみました。内木場地区、人口54人、高齢者33人、高齢化率61.1%、上原地区、人口46人、高齢者31人、高齢化率67.4%、黒岩地区、人口74人、高齢者39人、高齢化率60.8%となっています。他の公共交通機関の運行していない地区、横居木地区、伏木氏地区、永谷地区、岩屋川内地区なども、高齢化率を調べてみますと、公共交通機関の運行していない地区の高齢化率が全体の平均より高いことが分かります。こうした地区での住民同士の関係も、過疎化や高齢化の進行などで崩壊してくることが考えられます。ですから、喫緊の課題として取り組まなければなりません。住民も要求や要望するだけでなく、協力できることを出し合い、共に助け合い、地域住民と公共交通運行业者、社会福祉協議会など含めた、多くの関係者の参加で協議できる場が必要だと思えます。

そこでお聞きします。町は公民館単位で地域住民と公共交通運行业者、社会福祉協議会などを含めた多くの関係者の参加で協議できる場をつくり、地域全体の課題を総合的に把握・周知し、全体の政策づくりと具体的な施策・予算で政策の実現を図るため、住民要求の実態を調査し、地域が抱えている課題を整理し、財源も含めて研究してほしいがいかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 町民アンケート等を使いまして、公共交通に対する要求は大まかに把握しておりますし、当然、課内の検討は進めているというようなことを繰り返し申し上げております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 私は、これまでの議会の質問で2回、住民の交通手段の確保の問題を取り上げてきました。1回目は熊ヶ倉集落の移動手段の提案と、2回目は乗合タクシーの提案、そして今回3回目として公共交通網の整備について、住民の声を基に2点質問いたしました。私は公共交通網の整備は単に移動困難者の解決を図るという狭い意義だけでなく、公共交通をまちづくりの土台として位置付けるべきだと思います。町民に安心・安全に移動できる権利を保障し、高齢者が気軽に外出し、健康増進になれば町の負担する医療費が少なくなります。また、商業、観光業も活性化するという総合的な効果が生まれます。町は、福祉、医療、商工業の振興、観光、教育など、積極的に施策を展開しています。この施策が十分効果を発揮するには、公共交通網がちぐはぐだと他の分野をいくら整備しても不十分で、土台となる公共交通網をしっかりと整備すれば、地域全体の暮らしやすさが大幅にアップし、各施策の産業や福祉事業、医療、観光等施設が効果を現すようになるのではないのでしょうか。

町長にお聞きします。全ての町民と環境にやさしい公共交通網の整備を実現するために、例えばまちづくり公共交通基本条例等を検討し、住民参加のもと、第二次総合計画を具体化するための実施計画として、3年計画あるいは5年計画の策定をする考えはありますか、町長の答弁を求めます。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） これまでのお尋ねにつきましては、課長が答弁したことにもう尽きるわけでありまして、その姿勢でこれまでできましたし、これからもそのように継続して取り組んでまいりたいと思います。それで、この件につきましてはですね、例えば今、山間地の超高齢者地域の話が出ましたが、もっともっと高いところもあります。年間行方区役にももう出れなくなったというところがいくつかあります。そこはですね、実状を我々も理解した上で、町できちっと対応しておりますし、その時、その地域の事情に応じて、今のツクールバスだけでなく、多方面から行政支援をやっておるところであります。そしてまた、このツクールバスは22年から導入しましたが、導入するにはですね、数年かかりました。文部科学省、経済産業省、運輸局、こういうところのですね、許可がなかなか下りないんです。路線の新規乗り入れ、あるいは路線変更ですね、簡単にいく話じゃないんです。ですから、実状はよく把握しておりますので、それらも含めましてですね、交通政策ある

いは福祉政策と、環境を整えてまいりたいという思いは、坂本議員同様、あるいはそれ以上に私はもっておりますので、御理解いただきたいと思います。条例の制定については、これは課題とさせていただきます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 町長の答弁もいただきました。本当に10年後、20年後と考えると、もう交通網の整備は本当に大切なことだと考えております。そのためにも条例を作って、10年後に実現できるように、まあそのように思っております。

そこで、町民が自由に安心・安全に移動できる権利は、私は基本的人権の一つと思っています。これは憲法で保障されています。住民の移動する権利とは交通権であり、日本国憲法第22条居住移転及び職業選択の自由、第25条生存権、第13条幸福追求権など、実現する具体的な権利です。交通権が保障されないと基本的人権の保障は、いわば絵に描いた餅になります。町は、住民が自由に安心・安全に移動できる権利である交通権を基本的人権として保障する責務を負っています。公共交通網の整備をまちづくりの土台として取り組むことを再度要求して次の質問に入ります。

若い世代の雇用創造と地場産業の育成について、2回目の質問をいたします。それぞれに答弁をいただきました。若い世代の人口流出を抑制するには、調査分析・研究なくして解決しないと考えるので、(1)(2)(3)まではまとめて再質問をいたします。アンケート等はしていらっしゃると答弁でした。私、12月議会で地場産業の持続的な発展なしに、雇用だけでなく、生活基盤が危うくなるとして、事業別に分類し調査分析することが必要と提案しました。町は、既に683事業所総数と事業区分の分類もできています。なぜ聞き取り調査し、分析が必要かといいますと、雇用者を増やすためには、企業を誘致するか、新しい企業を起こすか、今ある町内の事業所で雇用を増やすしかありません。そのうち、今ある町内の事業所、つまり地場産業で雇用をどう増やすかについての議論が重要になると思います。そのためには、地場産業の実態をよく知る必要があります。現状を把握しなければ、雇用が可能なのかどうかもよく分かりません。例えば地場産業の受け入れが思うように雇用がないとなれば、当然、若年層の流出の抑制にもつながらないし、地元の中学、高校からの新卒者や都会からのUターン・Iターン・Jターンなどの受け入れも困難になります。調査から見えてくるものは大きいのではないのでしょうか。そのために聞き取り調査をして、分析することを主張し続けているわけです。若年層の雇用に対する意識調査、分析も重要です。その結果次第ですが、高校生も含め若い世代の雇用に対する思いは若い世代にしか分かりません。一つ一つ個々の事業所のことは、その事業主にしか分かりません、地場産業の育成と雇用創造の知恵や工

夫は地場産業の事業所の中にこそあると考えます。事業所の思いと若年層の雇用に対する思いとが合致すれば、道は開けるのではないのでしょうか。

町には、若年層が男女別に先ほど男性2,259人、女性2,260人と答弁されました。地場産業が683事業所あり、区分ごとにも分類されています。若年層の年代で40歳前後までと、15歳から20歳前半、40歳までを見ているということでしたが、ここでは主に若い世代、私は18歳から20代までの人を対象に調査すればどうかと思います。それと、地場産業の683事業所それぞれの意見や課題を調査分析してこそ、若年層の人口流出を抑制する具体化の可能性が出てくると思います。

町長にお聞きします。町の行政は、町民あつての行政です。このことから、どうしても町民の声を聞いて、実情を把握する必要があります。若年層の人たちの思いと、地場産業の人たちの実情をつかむために、若年層と全事業所からの聞き取り調査など、可能なことではないのでしょうか。例えば683事業所に対して、職員1人が10事業所を受け持てば、ほとんどの事業所に聞き取り調査できるのではないのでしょうか。全職員の力を借りて調査研究をする考えはありませんか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） これまで聞き取りとか、アンケート調査を行いました。こういう調査より、効率的に効果的に進める必要があります。御存じと思いますが、NHKの全国世論調査、サンプル数1億2,600万か700万に対して1,000人です、サンプル数は。うちはこの人口1万8,000で2,000人のサンプルでありますから、それからしますとですね、統計学上はかなり全調査を実施したのにほぼ近いデータを得られておるものと思っておりますので、御意見としてお伺いしておきます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） アンケート調査を否定するつもりは全くありません。直接聞き取り調査を、もう前回も、その前からも重要性を申し上げているわけです。

次に、住宅リフォーム制度について考えていないという、今、対応していることでできているという答弁でした。住宅リフォーム制度は、今回で3回目の提案になりますので、十分検討されたと思います。実施自治体は増え続け、地場産業の中でも特に建築関係者に喜ばれています。住宅リフォーム助成制度実施自治体を紹介をいたします。

球磨郡錦町では、町から委託を受けたNPO法人熊本地域自治体研究所の調査報告書によると、平成25年度の住宅リフォーム助成制度の補助総額が944万3,000円に対して、町の経済への総波及効果は1億1,557万7,000円となり、

この波及効果額が町のどの産業に波及したかといいますと、多い順番に、建設業、不動産業、運輸業、窯業、土石製品、農林業、対事業所サービスなどに波及効果があったとされています。これは投資額に対する波及効果額が12.24倍になります。ちなみに、この自治体のプレミアム商品券の波及効果は4.26倍だったという計算があります。住宅リフォーム助成制度は、プレミアム商品券の3倍の波及効果が球磨郡錦町にあったことが報告されています。これは産業連関分析システムによる試算です。これは国や熊本県も取り入れている計算方法です。

また、天草市では平成27年度、1億円の予算を組みましたが、応募者が殺到し、4,000万円の補正を組んで対応したそうです。ちなみに、申請件数824件、波及効果11億円、平成28年度予算も1億円が計上されています。現在、県内自治体の半数近い22の自治体が実施しています。

町長にお聞きします。このように住宅リフォーム助成制度がいかに芦北町の地域内経済に波及効果を及ぼすかが分かりますと思います。是非、町長言われる芦北町独自のオンリーワンな制度を具体化して実施してほしいが、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 課長答弁で申しましたように、現行の制度です、相当部分、負託に応えておるものと思います。ほかの自治体はほかの自治体で、それなりの特徴でありましょうし、うちうちなりに出しているつもりでございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 波及効果は、申しあげたとおり是非とも実施していただきたいと申し上げて、次の子育て環境整備について2回目の質問をいたします。

これについては、28年度から実施の考えであるという良い答弁をいただきました。そこで、この制度を少し関係者の声などで紹介しておきたいと思います。「ブックスタートの意義は、ただ絵本を赤ちゃんにプレゼントするだけでなく、いろいろな意義があります。実施している関係者の声は、親子の愛着形成の手段として、保護者の中には赤ちゃんへの声のかけ方や接し方が分からず悩んでいる方もいますが、ブックスタートでは絵本を使って、親子で温かな楽しい時間を持てることを伝えられると思います。図書館で子育て支援としてブックスタートは単なる読書支援ではなく、親子の交流や保護者が地域の方と関わるきっかけ、親子の居場所をつくることにもつながっています。図書館が子育て支援、親子の支援に取り組むことが実感できることを実感しています。ブックスタートを機にベビーカーや授乳室など環境を整えるなど、図書館が赤ちゃん連れでも利用できる施設であることを意識して、親子や地域の人に伝えてきました。今では赤ちゃんも利用者の一人だということが浸透しています。1冊の絵本が大きな喜びを生み出すとして、絵本1冊を手渡

すことから得る小さな取り組みですが、図書館で赤ちゃんと保護者が絵本を間にここにこそ幸せそうにしている姿を見ると、地域と住民と行政が一緒になって取り組むことで、大きな喜びが広がっていくのだなと感じています。」と関係者の声として紹介されています。既に実施している自治体の市長は、「保護者から高い満足度を得る事業として、事業に係る予算はそれほど高額ではありませんが、アンケートではほとんどの保護者が満足と答えています。低い予算で地域が子育てを応援しているというメッセージを伝えられて、満足度も高いブックスタートは、市にとって魅力的な事業だと考えています。」と市長自身が伝えています。芦北町も28年度から実施されると答弁をされました。是非魅力的な事業でありますので、具体化して実施してほしいと思います。

最後に、今回、私は地域を回り、住民の声に耳を傾け、それを基に大きく3つの項目について質問をいたしました。どれだけ町が公共交通網を実現するために頑張っても、子育て支援を充実させ若い世代が頑張っても、また地場産業の事業主が若い世代を雇用して頑張っても、国の政治がこれを邪魔するようでは実現することは困難になります。労働者派遣法、TPP（環太平洋経済連携協定）、消費税10%増税など、若い世代の雇用や地場産業の育成に打撃となる深刻な問題です。町民の暮らしや町の経済にも大打撃を与えます。町民の命と生業を守るために、国に対しても労働者派遣法、TPP（環太平洋経済連携協定）、消費税10%増税など、国政問題であってもはっきり意見を表明するのが町長と地方議会の役割だと申し上げて、今回の私の質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 坂本君の質問が終わりました。

次に、平松君。

○11番（平松洋一君） おはようございます。一般質問をいたします。

平成の大合併によりまして誕生しました芦北町は、早10年を過ぎました。当時の人口は2万840人でしたが、昨年、国勢調査が行われまして、その速報値が出ましたが、1万7,668人となっており、我が町の人口減少が一段と進んでおります。中でも65歳以上の高齢化率は39.1%で、7,000人を超えており、高齢化社会が進行していることが浮き彫りになりました。まさに超高齢者時代への突入であり、車の運転ができない高齢者の交通弱者が増加をしており、将来にわたりこの傾向は続くと思われます。我が町は、現在、主要道路運行の路線バスや福祉バス、あるいは通学用の生徒と町民の相乗り用のツクールバスが運行されておりますが、時代の要求を十分に満たしているとは思えません。特に旧田浦町地区では、唯一のタクシー会社がなくなり、病院や買物など、不自由されている多くの声を聞きます。今後、さらなる高齢化とともに、車の運転ができない交通弱者が増えること

は容易に推測できます。

そこで、地域生活交通網の現状と今後の対策について、どのように考えておられるかお尋ねいたします。まず現状について、路線バス維持対策の現状について、2番目にふれあいツクールバスの運用状況及び問題点について、次に生活交通網拡充対策についてであります。①交通弱者の現状や要望の把握とその対応はどのように考えているか。②（仮称）芦北町公共交通を考える会などの設置の考えはないか。③コミュニティバスあるいはミニバス、乗合タクシーなどの運行の考えはないか。以上、町長にお尋ねし、壇上での質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 平松君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 平松議員の御質問にお答えいたします。

公共交通についてのお尋ねでございますが、住民生活の安全・安心を確保する意味からも、移送等の交通政策は重要なものと考えております。担当課に対し、さらなる検討課題とするよう伝達をしておるところでございます。具体的内容につきましては担当課長より答弁させます。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） それでは、お答えいたします。

まず（1）でございますけれども、路線バスの現状についてですが、平成27年、昨年10月に女島線、正式には平国線と申しますが、その女島線と、鶴木山線及び田川線から産交バスが撤退をいたしましたため、路線バスは国道3号を縦貫します田浦水俣、八代田浦線のみとなりました。

次に、ツクールバスの運行状況は、平成22年6月に白石大岩線を開始し、平成23年6月に古石線、百木長崎線及び大野線の3線、平成27年10月に先ほど申し上げました女島、田川、鶴木山線の3線の運行を開始しております。

次に、ツクールバスはあくまで路線バスの代替として運行する原則がありまして、問題点というよりも、運行時間帯でありますとか、停留場所などについて、いろいろな要望が上がってきております。

（2）でありますけれども、まずアにつきましては、町の交通空白地帯の課題については、問題意識をもっておりますし、住民の意見があることも認識をしております。これらを踏まえ、財政面も考慮した総合的な議論をただいま始めているところでございます。

次に、イの考える会の設置については、現在のところ、その考えはございません。検討にあたっては、外部の専門的な知見でありますとか、八代市、津奈木町、水俣市などと組織をいたしておりますブロック協議会等であるべき姿を見いだしていき

たいというふうに考えております。

最後に、ウのコミュニティバスや乗合タクシーなどの個別具体的な運行方法は、現在のところ決めているわけではございません。検討をする中で自ずと修練されてくるものというふうに思っております。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 再質問をいたします。

現状、それから今後について、町長からですね、非常に重要な課題だということ、で前向きに考えてはおりますので、私の質問としては、現状を少し分析しながら、将来の課題を提案をしたいというふうに思っております。

まず、1番目の路線バスの現状につきましては、芦北町でですね、非常に詳しいデータをですね、調査をしてございます。これを見れば自ずと分かるわけですが、非常にですね、路線バスが、先ほども課長の答弁で撤退をされておるというのが出ておりますが、やっぱり問題が非常に大きいというふうに思います。非常に人口が減少しておることが第1点、それからこれはですね、路線バスの輸送人員をちょっとこのデータを見ますと、平成7年、11万人だったものが、21年度は4万9,000ということで、55%減少していると。特に路線で非常にその上下はありますけれども、やっぱりこういうことではやっぱり経営側からすると撤退をやむなくしないといけないのかなというふうに思いますし、そういう代替としてふれあいツクールバスがあそこを走らせたということで、また先の臨時議会でもですね、ありましたが、女島線とか、今答えもありましたけれども、そういう路線が撤退したという、これは民間会社の経営者側の実態をそのまま町に、住民に影響しているというのが一応実状じゃないかなというふうに思います。

それから、取組についてもですね、ツクールバスをされておりますが、これは田浦地区は現在走っておりませんね。9路線ありますけれども、その中からまた撤退というか、これを見ますと、1日1往復ですよ。それから、便次第、通学生を優先していますから、一般人はなかなか、ひょっとしたら乗れない可能性も出てくるということで、一般人はあくまで生徒を主にして、そういう考え方で今ツクールバスは運行されているということですね。ですから、高齢化社会に対応したバスの運用形態ではないというふうに認識を今いたしております。

それで、現状と問題点については、これはもう課長から答えていただきましたので、今後についてですね、提案をしてみたいと思います。それで、交通弱者の要望把握につきましても、特に田浦地区ですよ。ツクールバスもない、タクシーもない、そういう状況について、町長の認識は今のどのような考えですか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 先ほどの坂本議員のときにもお答えしましたとおりですが、非常に憂慮すべき事態であるということは認識しておりますので、総合的にこれを対応してまいりたいと思います。例えばですね、お買物になかなか行けないというところは、例えばＪＡであるとか、他の食料品店の移動販売はできないのか、行政とどうコラボできるか分かりませんが、あるいは在宅医療等ですね、もっと医療面でも充実すると、通院の必要がなくなるんじゃないか、そういうところも総合的に含めまして考えていかなければいけないと思っておりますので、少々時間をいただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○１１番（平松洋一君） 実はですね、先の国勢調査の詳細はまだ出ておりませんが、昨年のこれは９月だったですかね、御無礼しました、２７年の４月現在の高齢者の状況というのは、田浦地区が６５歳以上の高齢化率が４０．４％ございます。それから、さっきちょっと坂本議員のときに出ましたが、山手のほうがかなり高く５３．７％ですね。これは永谷から黒岩、大岩、岩屋川内、そういう諸々を含めて５３．７％という非常に高い状況でございます。それから、白石、東告、西告、天月、そういう地区まで含めて、それも４１．９％、非常に高いということは、やっぱり高齢化が非常に進んでいるかなと、山手のほうが進んでいるかなというふうに思われます。湯浦地区に福浦から古石南までは３６．９、まあ傾向としては高いですが、山手よりも少ないと。全体で３９％というのが芦北の今、実情のようでございます。

それから、これがですね、３９．１％の中の８０歳以上になりますと、２，８７０人、非常にやっぱり高いと。９０歳以上が５９３名、こういう方々、道路交通法も改正になり、かなり高齢者の事故が多発しているということで、７５歳以上の免許の更新時は講習等々かなり厳しくなっておりますので、今後は弱者が増えるのかなというふうに思っております。

それで、課長が芦北町の公共交通を考える会、これは仮称ですけど、これはもう今のところ考えはないということなんですが、時代背景が非常にありまして、今、法改正で地方分権が進みまして、地方自治体に権限をもたせようという考えが非常に多いですね。このツクールバス関係も非常にそういう傾向がございます。それで、背景はなぜそういう自治体の裁量が大きくなっているかというと、背景は過疎化の進行だとか、高齢化の進行などと併せて路線バスの撤退とか、タクシー等の撤退とか、そういう交通手段の確保が非常に大きな課題であり、交通弱者に対する個別運送サービスの需要が逆に増加しているけれども、環境は悪くなっていると。そういうことで、本来、有償で人を運ぶ、例えばＪＲだとか、あるいはタクシーとかバス

とかありますが、これはもう道路交通法上の、タクシーにすれば免許ですね、緑ナンバーが必要でございますので、必要だったんですけど、これがですね、公共の福祉を確保するため、やむを得ない場合に例外的に自家用車等でですね、有償運送を・・・という法律改正ですね。だから、これは調べてみましたら、自家用有償旅客運送の事務権限の移譲に係る経営の現状ということでございますけれども、これは御存じだと思いますが、背景は今言いましたとおりですけどですね、非常にこの中で自治体があまり表に出にゃいかんとですけど、出しゃばって自分たちでしてしまうと、地元のタクシー会社さんとやっぱり競合しますので、そういう方々も含めてですね、公共交通会議を開いていいですよという考えがあるみたいですね。これは多分御存じだと思いますが、課長、一応どうでしょうか。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 考える会については、今のところ、そこまでいってないというのが実情なんですけれども、実はその田浦のタクシー会社が撤退するにあたりましてはですね、町のほうにも相談がっておりますし、芦北のタクシー会社の方にも私たちも相談をしたりとか、話を持ちかけたりとかというようなことは実態としてはしております。そのようなことでですね、実態は把握をしております。

それと、あと一つですね、蛇足なんですけれども、現時点でツクールバスの作業が大体一段落をしたと、3号線についてですね、3号線の産交バスに対する補助金がもう年々増加をしておりますので、その分の対策もツクールバスでできないかというような検討も実は始めております。そのようなことで、第一弾が終わりつつありますので、第二弾としてですね、今御指摘のようなことについてですね、十分検討を今始めたところというようなところで御理解いただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 実はですね、また今取り組んでおられますけれどもですね、形態はこういうふうな今まであった路線バスとかタクシーとかですね、こういう諸々を白ナンバーでいいですよという形なんです。だから、白ナンバーだと、もうその自分の地区だけ、芦北町なら芦北町だけの路線だったらいいですと。その代わり、タクシーの半額ぐらいで、有償でいいんですと。先進事例がこの組織については今からですね、また十分検討する余地があれば検討していただければ結構なんです。最終的には住民の安心・安全ですね、交通体系ができればいい話ですから、非常に先進事例、県内でもありますが、一応紹介をしておきたいと思います。県内各地ありますが、球磨村ですね、球磨村にはちょっと出向きまして、これはいいなと思ったもんですから、実際役場に行きまして、いろいろ担当者にお聞きしたんですが、最初は福祉バスを走らせた。常に利用が効率が悪くて、財政的な負担

もあるということだったものですから、芦北町にもツクールバスが２２年にできたときには視察に来ましたということですが、そういうことも踏まえてですね、検討を２３年から再編、検討を開始して、２６年、一昨年の４月から村運営のコミュニティバスとして運行を開始されております。これはスクールバスはスクールバスですね、やってるということ。どういうこつかといろいろお聞きしましたらですね、球磨村も地形的には山手が、非常に山深いものですから、そして幹線の人吉から、２１９号線はバスが走ったんですが、この区間もですね、産交バスに委ねて、産交バスが主体に決めた問題ですよ。だから、そういう路線を決めるにしても、全て大変だものですから、会合を開いて、どういう決め方したかっていうと、２１９号は基幹路線としても往復ピストンしますけど、支線のほうはですね、白タクっていうんですかね、９人乗り、１０人乗り、あるいは２０人乗りもあったかな。３台か４台、村で買って、そしてそれを走らせますということで、非常に４０％増えましたということなんですよ。これはいいなと思ったんですが、なぜそこまで。村ですね、どういう体系、タクシーはなかったんですかと聞きましたら、タクシー会社は１社ありましたけれども、一人で１社ですね、１社で一人しかおられない、車が１台。だから、そこをお願いをして今３人の方で、運転手が倒れたんでしょうね、３人の方でコミュニティバスを運送しているということで。さっき権限移譲がありましたけど、それまではそういう許認可で大変だったということなんです、自家用有償旅客運送車登録証ということで、村が登録証を権限に取られまして、許可証をもとに自分のところでですね、全ての路線を決めていかれるそうです。２１９号の路線、それから支線ですね、だから非常に便利になっているということです。

それともう一つですね、役場の職員の方が４名、自分で白タクを運転できる免許を取られております。修了証書というんですかね、こういう形ですけど。だから、緊急のときは、役場の総務課の方が空いた人が４人の方で交替で行くと。それは何かというと、芦北町の場合はもう路線を決めて、そして往復型といいますかね、循環型といいますか、バス停を決めて、そして乗るということなんです、ここはですね、本線はなんいですが、支線は手ば挙げればいそうです。下りるときも家まで行くそうです。そういうことも踏まえると、非常にそういう方向を考える必要があると思いますので、是非参考にされましてですね、検討をしていただきたいと思います、課長の考えは。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 球磨村の御提案につきましては、球磨村のことにつきましては、担当者のほうがですね、情報の収集に努めておりますが、今、球磨村は現段階では社会実験というような位置付けでですね、全地域を対象にしておるけれ

ども、その中でもほとんどやっぱり利用頻度とか、そういう部分を見ると、やっぱりもう見直さんとやっていけないぞと、財政的にやっていけないぞというような反省も出ているようでございます。と申しますのが、やはりその公共交通の空白地帯と一言で申し上げますが、その空白地帯の定義をどのような形にするのか、それと民業圧迫にどのような形でつながらないようにするのかというような、いろいろな課題がございますのでですね、今の球磨村の方法も一つの手段でありますので、先ほど申し上げましたように、やり方は検討する中でですね、芦北町に合ったものに修練されてくるというふうに考えておりますので、球磨村の部分も当然参考にしていくということは御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 冒頭、町長もですね、重要な課題で思慮しているということでもございますし、担当課長も理解はされておりながら、また今の時代としてですね、そういう状況ですから、とにかく私が申したいのは、コミュニティバスだけでは、これはもう状況の対応ができないんじゃないかなと思っておりますので、是非そこについては前向きに御検討していただいて、地域の実情を打開していただきたいと思います。

まず、そういう把握と、それから対応について、再度ですけど、町長のお考えをまたお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 先ほど答弁したとおりでございますので、しっかりと前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） もうこれ以上はですね、質問いたしませんけれども、芦北町は今後さらに人口減少が続いて高齢化率が非常に高く今後も急伸する見込みでございます。そのためにマイカーの運転ができなくなり、普段の移動さえ困難な交通弱者の増加が予想されます。

それから、一方で既存のバス利用者数とか、おれんじ鉄道の利用者数は年々減少傾向にあり、減便とか休廃止が進んで、今後の景気低迷などによって、また一段と合理化がされることも予想されます。このような中、芦北町の交通機関の維持確保というのは大変な重要な役割がありますので、地域の多様なニーズに的確に対応して、安心・安全なものとしてですね、提供できるような生活交通体制を構築するため、さらなる御努力をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（寺本修一君） 平松君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。11時20分から再開します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 05 分

再開 午前 11 時 20 分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川尻君。

○12番（川尻成美君） 午前中最後となろうかと思いますが、もうしばらく御静聴いただきたいと思います。

さて、私は平成28年度当初予算を決める大事な定例会において、3つの問題について質問いたします。

1つ、各種補助金事業の精査等について、2つ、芦北高校総合支援事業への取組について、3つ、小学校の運動部活動移行についてであります。

まず、各種補助金事業の精査等について質問をいたします。平成27年度一般会計補正予算（第7号）において、ふるさとづくり基金及びまちづくり振興基金に、それぞれ1億円ずつ措置されております。ふるさとづくり基金は、ふるさと創生事業として昭和63年度補正予算及び平成元年当初予算において、一律1億円の交付税が措置され、平成2年に基金として積み立てられ、毎年、町内各種団体等へ500万円から1,000万円を補助金として交付してきております。平成26年度決算によりますと、その残高は1,877万7,000円であり、残り少なくなったため、積み立てられるものと私は理解しております。

一方のまちづくり振興基金は、合併特例債を活用して積み立てられたもので、合併10年を過ぎ、交付税が減額されることを鑑み措置されてきており、26年度現在の残高は現金8億5,912万9,000円とあり、有価証券等を合わせますと12億5,788万7,000円となっております。この基金は、本町まちづくり支援事業として、夏まつりのイベント等の事業に充てられております。

そこで、質問の1点は、この基金を活用し、各種団体等に対して活動費の一部として補助されてきておりますが、これまでの実績を考慮した上で補助金対象事業の継続や見直し等をすべき時期が来ていると私は考えておりますが、精査等は行っておられると思いますが、その必要な部分等も考えながら、今後改めて精査の必要があるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

次に、補助金を受け付けるには、申請から確定までそれぞれの手続きがあることは私も知っております。補助金事業が完成しますと、事業実績報告が提出されます。その内容審査はどのように行っておられるのか、費用対効果を検証する上で大事なことと思いますが、どうなっているのか2点目の質問であります。

第2の質問は、芦北高校総合支援事業への取組についてであります。平成28年度の新規事業として、芦北高校を存続させるため総合的に支援するために創設されるものであります。中長期的に取り組むべきことであり、私はその結果を大いに期待している一人であります。28年は2,164万9,000円の予算計上となっております事業であります。その内容はレベルアップ講座や制服への助成、エアコン設備等であると聞いておりますが、具体的にまず説明をされたいのであります。また、今後、この事業を行っていく上で、課題になっているものはないものか質問するものであります。

次に、第3の質問は、小学校の運動部活動移行についてであります。去る2月20日、熊日新聞の朝刊に「小学校運動部活移行30市町村に準備組織」との見出しで、県教育委員会が報告記載を載せておりました。少子化に伴ってチーム編成が困難になっていることなどを踏まえ、基本的方針を策定、部活動を総合型地域スポーツクラブ等やスポーツ少年団などに移行することを盛り込んでおります。

そこで、現在、本町の各小学校における運動部活動の現状はどのようなになっているのか、第1点目の質問であります。

2点目は、今後、小学校の運動部活動に関して本町教育委員会としてどのように対応する考えであられるのか質問するものであります。

以上、申し上げましたが、大変関心のある質問でありますので、明快な答弁を求めて登壇しての質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 川尻君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の御質問にお答えいたします。

まず、質問の主題1でございます。各種補助事業の精査等につきましては、担当課長から答弁させます。

続きまして、質問の主題2、芦北高校総合支援事業は町内唯一の高校の存続のために保護者の負担軽減、学校の魅力向上、生徒のスキルアップ等を目的に支援するものであります。12月の全員協議会でも説明があったと思いますが、本格的なアナウンスは平成29年度からの入学者になると理解しております。本事業の目的が十分達成され、芦北高校の生徒確保に資する取組となるよう、制度等は柔軟に見直していく考えです。具体的内容につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） それでは、お答えいたします。

まず、基金についてでございますけれども、ふるさとづくり基金とまちづくり振興基金の取扱いの違いをもう一度ここで申し上げておきたいというふうに思います。

が、これは定例会初日に申し上げたとおり、大まかな目安としては前者は人材育成を目的に、主な国際交流協会や地域団体の活動支援に活用するもので、最終的な枯渇させてしまっては困るというふうな位置付けでございます。一方、まちづくり振興基金は、合併後の交付税の段階的資源による住民サービスの極端な低下にならないように、新町計画の理念に則って町が主体となっていく、先ほど指摘がありましたまちづくり支援事業でありますとか、インフルエンザ予防接種、老人無料入浴券などの事業に活用するもので、財政の状況を見ながら、将来的には枯渇してもいい基金というふうに位置付けをしておるところであります。

御質問のその事業の見直し等につきましてですけれども、各種団体に対する補助事業につきましては、その対象を見直す必要があるというふうに判断した場合は、弾力的に対応していきたいというふうに考えております。

次に、実績報告の審査につきましては、補助要綱に基づいて申請どおりの事業が行われているかを、その提出された書類等で慎重に行っておるところでございます。なお、必要に応じて現場の確認も実施をしています。

次に、芦北高校支援の件であります、平成28年度は御存じのとおり、教室のエアコン設置でありますとか、制服の検討などの臨時的な費用も含めて13項目に支援をいたします。課題となってくると思われますのは、支援策を中学校に広く周知し関心と呼ぶことができるかどうかということが一つ、そして生徒、保護者のニーズに合致しているかということの把握をどうするかということ、それと入学した生徒のスキルアップ等に資する取組が実際体现できるかなどというようなことが課題になってくるだろうというふうに存じております。

支援内容につきましては、学校や同窓会と連携しながら、その目的が達成できるように毎年柔軟に対応していきたいというふうに考えておるところでございます。私のほうからは、以上です。

○議長（寺本修一君） 澁谷教育委員長。

○教育委員長（澁谷百鍊君） 事務的な内容になります。ですから、教育長より答弁させます。以上です。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 川尻議員の質問3の（1）についてお答えいたします。小学校の運動部活動の移行につきましては、これまで児童数の減少による団体種目の維持、担当職員の負担軽減、指導者の不足、指導の過熱化といった課題が指摘されてきております。そのような中で、町内各小学校の運動部活動の現状につきましては、田浦小学校1校が既に社会体育に参加しております。残る5校が学校運動部活動で実施中でございます。

次に、質問の（２）につきましてお答えいたします。芦北町におきましても平成２７年３月、熊本県教育委員会が策定しました児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針に沿って、平成３０年度末まで移行することになります。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○１２番（川尻成美君） それでは、第１の質問から順を追っていきたいというふうに思います。

２つの補助金、要するに町独自の一般財源のほうからの補助金に対しての質問でありますので、補助金というのはいろいろですね、国・県から来るやつもありますので、それは別として、この単町の試みとして特化していきますけれども、この事業については私も総務常任委員会に長く委員としておりました関係上よく見ておりますし、そしてその地域の団体の支給された補助金の使い道等も考慮をしているつもりでありますけれども、やはり町としては補助金の性格上、やっぱりやらんといかんかと心に残る部分で、ちょっと切るということはなかなか難しい部分も町長、あろうと思うんですよね。しかしながら、そろそろこれぐらいでもういんじゃないかという、ハード的なものはちゃんと切られていいんですけれども、この補助金が一番難しく、またその成果というのが分かりにくい部分も非常にあろうかと思っておりますけれども、この金が生きてまちづくりにやっぱり影響があることが一番まちづくりの活性化の基本になろうかと思っておりますので、できればまだ有効な何かないのかなと、やり方がないのかなというふうに私感じておるものですから、そうしたわけがあります。地域づくり振興基金というのは、あらゆる部門で補助金が出されておりますけれども、これはやっぱり合併町村として非常に特例債を活用して、これだけ積まれたということは非常に先を見越してのことということでもいいのかな、よかったのかなというふうな評価を私もしておりますので、今後はやっぱりそのいわゆるまちづくりの補助としての活用がいかに人口に対する波及効果になるとか、所得とか活性化、地域の賑わいとか、そういうのに波及がある中長期的な補助金であらねばいけないと私は思うんですけれども、町長のほうからですね、そういう思いを私持っとるものですから、そういう思いのための補助金を今後どう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） このふるさとづくり基金ですね、これはもう人材育成を目的にやっております。また、地域に元気を出してほしいということで、今日まで継続的に取り組んでおるところでございます。この事業の各地域団体の事業のですね、申請にあたりましては、担当課で、さっき川尻議員が発言されましたように、本当

にですね、切りづらいところもありますが、それははっきり説明をして切っております。そして、より効果的にこれが活用できるようにということでやっておりますが、なおその事業が終わった後ですね、どのような効果をもたらしたか、あるいは将来について期待がもてるかということは、精査しておりますけれども、さらにまたこれには努力を傾けてまいりたいと思います。

なお、こういう事業はすぐに成果の出ないものが多いわけでありまして、継続してこれをですね、次年度はグレードアップしてもらおうというような基本的な姿勢で支援を続けておるところでございますので、今後ですね、またより効果が上がるように、これには努めてまいりたいと思います。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 町として、いろいろな特産品の開発とかあるのには、やっぱり努力を今後していかれと思いますけれども、一つの事例ですけれども、今うちの近所に水産物の加工場がもうそろそろできるわけですが、果たして地域の方々がこれをいかに活用できるのかなという不安に思っておりましたところ、具体的にはやっぱり研究する段階を1年ちょっと考えていると。非常にそういう柔軟なですね、施設の対応をしてもらっておる関係上、こういう地域づくりの新しい施策としてですね、そういう地域が自ら商品開発するとか、そういうのにこういう補助金を使うという、申請手続きがあるんですけれども、そういうことにおもさん使って、自らでやっぱり考えてですね、やっぱり地域を元気よくするという、そういうのが一番大事な補助金になろうと思いますけれども、課長の手腕とか町長の手腕もいかなものでしょうか。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 例えば特産品の開発という面でいいますと、地域焼酎を造るときに、このふるさとづくり事業を活用したというような事例はありますので、今のような御指摘の事業につきましては、十分活用ができるというふうに考えております。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） ええ、もうまさにそのとおりでありまして、川尻議員の地元のあの加工所につきましては、本当に稼げる漁業を目指していきたい、そして商品開発をして、今JAが特に六次産業化といっておりますけれども、漁業のほうも六次産業化を目指して頑張ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） この要するに大元がこの総合計画の第二次の10年間のローリングで前期がありますけれども、この実施計画ですよね、見てみますと、3年ロ

ーリングでちゃんと予算もうたっています。例えばこの国際交流事業においては、毎年500万円の計上でございますし、「いや、50万ですかね」27年から36年まで500万円の計上という形。支援事業としてですね、国際事業費としては88万8,000円ですかね、36年まで。英国派遣については、36年までが1,831万円とか、そういうずっとしてあるんですけれども、ここでやっぱりその都度ローリングの中で見直しとかあろうと思いますので、この具体的な実施計画についてですね、見直すべきことは見直すことが必要になろうかというふうに思いますし、また地域づくりの推進においても予算計上も非常に多額な金額があります。人材育成事業には36年までに7,600万円とか、まちづくりの活用の助成には8,000万円とか、結婚支援とかにも1,100万円、花支援については2,000万円とか、いろいろこういう形で大体具体的に実施計画が書いてありますけど、このですね、精査が一番大事になろうかというふうに思います。各所管の委員会でもですね、こういうのをやっぱりちゃんと決算等ではしていかなばいかんのかなというふうに思っているわけで、私も所管が建設経済だものですから、総務のほうの皆さん方には特にこういうのを精査されてもらいたいなというふうに今思っているところでございます。あとは成果説明書にですね、いろいろ書いてありますけれども、そういうことで大胆にやっぱり切るべきは切るというようなこと、新たな前に進むにはということが、芦北町の発展、活力のための一助になろうかというふうに思いますので、英断も必要ではないかというふうに考えております。

そして、その精査の方法ですけれども、やはりいろんな段階があって、町としての実績報告の審査においても、落ち度はないというふうに思うんですけれども、地域に今、職員が配置されておりますよね。この方々のいろんなアドバイス等が非常に今後重要になってきますし、特に身近な職員として大事なことというふうに思いますので、きちっとした交付金のあり方をやっぱり自覚していただかねばいけないなというふうに思うんですけれども、その点の指導とか、今までの状況等、何かあればちょっと聞きたいんですけれども。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） まちづくり事業につきましては、担当職員を配置しているのは御存じのとおりでございますけれども、その担当職員は3年ごとにですね、担当地区を見直すというような形で進めておりますが、毎年、まちづくり支援事業についてはこういうものだよ、こういう形で地域に臨んでくださいということを事前にですね、その担当者を集めてレクチャーをした上で事業を開始するということで行っております。

それと、実績報告につきましてはですね、各地域からその申請に基づいて事業を

実施したという報告が出てくるんですが、その報告の中には当然、使用したお金が正しいかどうかという領収書等の写しが添付もされてまいります。そういう数字を弾いてみて、その申請額に合致しておればＯＫというような形にするんですけども、その性善説でありますのでですね、その例えば領収書を改ざんしてあるとか、そのようなところまでは我々では基本的には調査をしないということでもありますので、そのへんは御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○１２番（川尻成美君） 町のその補助金を使って、町の納入業者等に発注する場合も非常に多いものですからですね、そのところはやっぱり有効に地場業者の方を使うとかもあるだろうし、あまり安く安くといいますと、業者の効果にもなりませんのでですね、その点も必要になるのかなというふうに思いますので、理解はしておりますけれども、十分職員の指導とか、そういうのも管理職としてのあり方も今後あるのかなというふうに思いますので、よろしく願いをしておきたいというふうに思います。

あと、県・国からの補助金もＪＡ通しとか漁協通しで生産者に行くわけですが、その点もちよつとですね、あら、これは本当に波及効果があるのかなという点もちよつとありますので、次回ですね、委員会等でも私たち建設経済のほうでもですね、やっぱり有効に使って、生産者に使われることのあるようにですね、審査、調査をやっていききたいというふうに考えております。

次に、２８年度の目玉であります、この芦北高校の支援ですけれども、１２月説明を受けて、良いことだなと思いつつ、そして同窓会等でも頑張っておられるし、前回、どこかＯＢの議員の方もたいへん質問されたこともあろうかというふうに思いますけれども、私は非常に期待をしておりますが、このレベルアップとか制服、エアコンの中で、もうちよつと具体的にお願いしたいと思いますが、これは高校生だと思います。今、課長が言われたのが、中学生が芦高に進学をやっぱり望むというか、そういうこともやっぱり一番大事なことということであるのはもう当たり前のことなんですけれども、高校のこの二千百数十万の本年の事業の、具体的に内容をちよつと教えていただきたいと思います。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） それでは、１３項目の中身について申し上げたいと思いますけれども、まず芦北高校在学中及び新たに入学した生徒に対する教科書の購入費の補助金、一つが新たに入学した生徒に対して、いわゆる制服の準備費、制服の購入に関して、その一部の補助が一つ。それと、新たに入学した生徒に対する入学支援金の補助金、入学金に対する補助金。それと、公共交通でありますとか、バ

イクで通学する生徒に対する通学費に対する補助金。下宿をする子どもたちに対する下宿費の補助金。それと、スキルアップ事業として、今まで申し上げたのはどちらかといいますと保護者向けの負担軽減に資するものだろうというふうに考えます。次に、資格試験、国家資格、いろいろ実業高校としての国家資格等がありますけれども、そのようなものであったり、英検などの資格試験に対する受験料の補助金。そして、大学入試センターとの大学入試に臨む子どもたちに対する補助金。海外研修に参加する子どもたちに対する旅費の一部補助金。そして、公務員等を目指す子どもたちに対する、いわゆるレベルアップの講座とか、そのような部分に対する、開催に対する補助金など、このあたりが生徒のスキルアップといいますか、そのような形になってくるのだろうというふうに思います。それと、修学旅行に参加する生徒に対する修学旅行の一部補助金。そして、国公立大学に入学される方に対しては、特別にその補助をするというような、そのような形で事業を組み立てているところであります。ただし、これは先ほど申し上げましたとおりですね、1年目の経過を見ながら、2年目はそれどおりにいくということではなくて、見直すべきところは見直すというような姿勢で臨んでいきたいというふうに思います。以上です。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 多岐にわたってのですね、支援の計画であって、やはり冒頭申し上げましたように、これは中長期的にやらないと、やっぱり効果は出てこないものというふうに、根付かせるということですね、大事だというふうに思いますので、そこには予算が必要でありますので、説明を受けたのはやっぱり1,000万円が今回2,000万円になりましたが、有効な財源といいますか、メガソーラーの財源等も大分入って、1億円を超えるようでございますので、そういう事業、またふるさと納税等のお金を充てるといようなこともありますのでですね、そういう財源の見込みがあるからこそできるわけですので、有効であろうと思います。

また、ちなみに多良木高校がいろいろ2、3年前からあって、存続という形でありますけれども、住民、町の努力の成果というようにも書いてありましたので、非常に町が先人を切ってですね、こうして支援するのは一つの県教育委員会に対してのアピールかなというふうに思いますが、やはり全協でも私、特色のある学校ということ、やっぱりアピールして、県教育委員会に言わにやいかんとじゃなかろうかというふうなことがあります、町長のそれに対しての思い入れ等はいかがですか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北高校は非常に特色のある高校でありまして、まず福祉であります、この科を持っておるということ。それと、国家的な課題である農業・林業

ですね、これを専門に学べる高校として非常に私は大事な高校であると思っておりますので、ここはもう町を上げて、そしてまた卒業されたOBの方々、保護者の方々もですね、一体となってしっかり存続できるように闘ってまいりたいというふうに思っております。議会の皆さん方、特に川尻議員、理解ある発言を今日いただきまして、大変心強く思ったところでございますね、議員の皆さん方のさらなる御理解と御協力をお願いする次第であります。よろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 14日の新聞にですね、こういう西日本新聞には見出しが「制服再利用の笑顔の輪」ということですね、負担軽減の助けということで、民間のリサイクルが出てきているそうです、福岡ですけれども。これはやっぱりあまり服を買いなさいとやるのもいいんですけども、保護者のOBの方とか、保護者のあたりでですね、こういう助言もしてやられてですね、昔はやっぱり私も先輩から制服をもらって着て、新調は一つだけで、あとはもらったもので済ませておりましたけれども、これがやっぱりビジネス的な感覚でなっているということにもなりますので、こういうのをやっぱり伝えてですね、なるだけこういうのは物的援助という形ではですね、保護者の方にもこういうのはアドバイスをされたほうがいいかなというふうに感じております。

町長に1点、これは通告はないんですけども、芦高に特化して、これは存続のためにやるんですけども、3分の2以上は芦高以外に行かれるわけですので、その点もですね、町長、今後考えるべきではないかなと、これに付随した通学の援助とかですね、その点はちょっと通告にないんですけども、いかがですか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） この新事業は、芦北高校の存続・維持、そしてまた発展を目的としておりますので、ただいまの御提言はですね、御意見として承っておきたいと思えます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） またの折にですね、政策提言として別の日にしたいというふうに思います。

私たちですね、ロータリークラブでですね、昨年から取り組んでいるのが、面接試験のレクチャーをやったんですよ。今回卒業した全員にですね、10人ずつ4班ですかね、その模擬の面接官として。地元に残りたいという人は結構多いんですよ、ある程度。私たちもやっぱり自分の企業経営者としてPRしない点がやっぱり多いかなというふうな感じも、どうせ出て行くんだからとか、そういうのもあるのかなと思って痛感した思いでありますし、これは非常に進路指導の方も助かったという

ようなことで、今後も続けるんですけれども、私、熊本の2,720地区の職業奉仕の副委員長をしておりますものですから、そういう今度取組をするんです。職業をですね、地場に根付いた企業であるという、そういう高校生向け、大学生向けをやるんですけれども、非常に大事ななど。やっぱり地場の企業が強くならんといかんという思いでですね。ちなみに、そういう関係で進路の概況も見たんですけれども、なかなか大学の進学とかは難しい状況でありますし、是非地場企業に就職されるような形も必要になるのかなというふうに思っております。

それでは、次に第3点の小学校の中ですけども、具体的にですね、どういう部活動があるのか調べておられると思いますので、その点をちょっと聞きたかったものですから、お願いします。

○議長（寺本修一君） 大塚教育課長。

○教育課長（大塚雄二君） それでは、お答えいたします。

先ほど教育長の答弁にもございましたが、田浦小学校を除きます残り5校で学校運動部活動を実施中でございます。まず、佐敷小学校でございますが、5種目の運動部活動に125人が参加しております。続きまして、大野小学校でございますが、2種目に21人、吉尾小学校が1種目に8人、湯浦小学校が4種目に52人、最後に内野小学校でございますが、1種目に33人が参加というような状況でございます。

○議長（寺本修一君） 大塚教育課長、種目内容を。

○教育課長（大塚雄二君） はい。大変失礼いたしました。

佐敷小学校から申し上げますと、陸上競技、バスケットボール、サッカー、バドミントン、軟式野球でございます。大野小学校が、バドミントン、軟式野球、以上2種目でございます。吉尾小学校が、総合運動部、これは季節に応じましていろいろな種目を取り入れるというような、例を申し上げますと、陸上競技でありますとか、水泳でございますとか、特異なところでは一輪車を部活動でやったりというようなところでございます。それから、湯浦小学校でございます。バスケット、バドミントン、軟式野球、以上の4種目でございます。内野小学校が、吉尾小学校同様、総合運動部というようなものであります。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そのような種目を見てみますと、要するに少子化では団体競技が部活動はもうできないというのが大体把握できますけれども、個人プレイの中ではですね、先生もできるんですけれども、何名かでですね。やっぱりサッカーとか、今ブームでありますけれども、なかなかできない、野球もですけどもですね。チーム編成ができないという形でありますけれども、今後のですね、総合型スポー

ツというのに移行する場合、保護者の不安とか、そういうことも懸念されますけれども、教育委員会としてですね、今後進めていくのにですね、県の意向もありますけれども、具体的にどういうスケジュールで、学校、保護者との協議を重ねて、総合型とかになっていくのか、その点をちょっと、今からだと思うんですけども。

○議長（寺本修一君） 大塚教育課長。

○教育課長（大塚雄二君） お答えいたします。

平成28年度におきまして、先ほど申し上げました延べ13の運動種目ございまして、それぞれ保護者、それから学校関係者、教育委員会で実情把握、それから移行に向けました課題を把握いたしまして、今後の協議に結びつけていきたいというふうに考えております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） やはり義務教育課程の中のことでありますのでですね、いろいろありますけれども、社会体育の中でトレジャークラブがありますよね。トレジャークラブに小学校の児童の種目とか把握できたのはありますか。

○議長（寺本修一君） 大塚教育課長。

○教育課長（大塚雄二君） お答えいたします。

今、トレジャークラブで現在活動中のものが、水泳、それから相撲、陸上競技、剣道、新体操のこの5種目でございますが、それと申し上げましたとおり、運動部活動では延べの13種目ございますので、全てをこのトレジャークラブで対応できるというような現状には、現在のところございません。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そうであれば、今後課題となるのが、やっぱりトレジャークラブの充実、指導員の充実というふうになろうと思います。民間ではやっぱり月の払いが非常に負担が大きくなりますので、健全育成の面でもトレジャークラブの活用というのは、非常に今後の大きな課題になろうかと思っておりますので、その点に指導者の育成、種目の拡大等も考えるべきじゃないかというふうに思っておりますので、それをきちっとしてですね、今後、指導員の方もおられますので、していかなければいけないと思いますが、教育長、いかがですか。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

今、川尻議員御提言のとおり、今後、社会体育クラブ、またJKトレジャークラブ、しっかり指導員等ですね、充実を図るということを基本に据えながら、取り組みをしていきたいと考えております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 総合計画には、具体的には書いてありませんけれども、やっぱりこの実施計画の中ですね、そういう今度、一年一年の見直しの中にこれを具体的にですね、予算化していく必要があろうと思いますが、最後にいかがですかね。実施計画の中で、今後。

○議長（寺本修一君） 大塚教育課長。

○教育課長（大塚雄二君） この小学校の社会体育移行につきましては、課題等も種々言われております。これに対応するためには、やはり支援策としましての予算化等も必要になってくるだろうというふうに考えております。今後このようなところで、今、御質問の中にございましたように、計画的な取組を行っていきたいというふうに考えております。

○12番（川尻成美君） 以上で終わります。

○議長（寺本修一君） 川尻君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。1時10分から再開します。

-----○-----

休憩 午後0時07分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（寺本修一君） 全員お揃いですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、荒川君。

○1番（荒川知章君） 議長の許可を得ましたので、私は通告しております3点について質問いたします。

1つ目は町立図書館及び蔵書の見直しについて、2つ目はクルーズ船来航に伴う観光ルートの開発について、3つ目は町内へIターン・Uターンする人に対しての家の新築・増改築に係る費用の補助や就労支援についてであります。

まず、町立図書館及び蔵書の見直しについて質問いたします。本町の図書館は、現在、社会教育センターの中に設置してありますが、町民の皆さんから、施設内が暗い、読みたい本が少ないなどの意見が聞かれます。図書館は、その町の文化のバロメーターといわれています。全国大学生生活協同組合連合会の調査によりますと、大学生の45%が読書時間ゼロと回答したという衝撃的なニュースが先日ありましたが、どの世代にとっても読書は人生を豊かにするためにかなり重要な役割を果たしていると思われます。芦北町に住まれている方々が、より良い人生を歩まれる手助けとして、町としても町立図書館の充実が必要不可欠になると思われます。施設内の快適な環境整備のため、図書館全体の見直しや、住民の皆さんが読みたいと思える蔵書の見直し、より便利に使えるサービスの見直しをする考えがないかお尋ね

いたします。

次に、クルーズ船来航に伴う観光ルートの開発について質問いたします。近年、八代港に外国からのクルーズ船が来航しており、今年は11隻、来年もさらに多くのクルーズ船が来航予定になっています。この外国からの観光客を芦北町に呼び込み、芦北町の良さを知っていただくことは、芦北町の経済を活性化させる意味でも必要なことだと思われま。

そこで、まず1点目は、昨年3月の一般質問において、私の同様の質問に対し、町長及び商工観光課長から、県や関係機関と連携を図りながら検討していくとの答弁をいただきましたが、その結果状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

2点目は、芦北町単独ではなく、津奈木町、水俣市、人吉・球磨を含んだ県南地域と連携して、それぞれの主たる観光スポットをめぐるツアーとして、観光ルートの開発を行う考えはないかお尋ねいたします。

最後に、町内へIターン・Uターンする人に対しての家の新築・増改築に係る費用の補助や就労支援について質問いたします。芦北町に限らず、人口減少は全国的に大変深刻な問題であります。この問題を少しでも緩和する対策として、町内へのIターン・Uターン者を増やすために、芦北町出身者でなくても芦北町への定住希望者に対し、また芦北町出身者で芦北町に戻って定住したいという人に対して、家の新築・増改築に係る費用の一部を補助したり、就労支援をする考えはないかお尋ねいたします。

以上、壇上での質問は終わります。

○議長（寺本修一君） 荒川君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 荒川議員の質問にお答えいたします。

まず、主題の2でありますけれども、クルーズ船に関するお尋ねでございます。現在、熊本県や県南市町村と連携した検討を行っております。その内容につきましては、担当課長より答弁させます。

続きまして、主題の3、町内へのIターン・Uターン等々に関するお尋ねでございます。この件につきましては、人口減少の問題は本町にとどまらず、喫緊で重要な課題と認識をしております。魅力あるまちづくりや総合戦略を着実に進める必要があると考えております。現在の取組状況も踏まえまして、具体的に担当課長より答弁させます。

○議長（寺本修一君） 澁谷教育委員長。

○教育委員長（澁谷百鍊君） 事務的な内容でありますので、教育長より答弁をいたします。

○議長（寺本修一君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

図書館のサービス向上のため、平成２３年４月から芦北町立図書館と田浦図書室を電算化して、貸し出し予約、蔵書検索が容易にでき、貸し出し時の手続き簡素化を図っております。また、自宅からインターネットを通じて、蔵書検索や貸し出し状況の把握もできるようになりました。なお、利用者の利便性を考慮して、土曜日・日曜日も開館しております。

施設内が暗いとの御質問でございますが、図書館の明るさ５００ルクスの基準は十分に満たしており、問題はないと考えております。

書籍の選定では、電算化による書籍の分類別貸し出し実績で、貸し出しの多かった文学、絵本、技術工学などのジャンルを多く選定しております。さらに蔵書の充実を図るため、書籍購入の選定に当たっては、選定委員会の設置も視野に入れて、より多くの皆さまが利用しやすい施設にしていきたいと思います。今後はアンケート箱の設置を行い、利用者の皆さま方の御意見等も参考にしていきたいと考えております。

図書館全体の見直しにつきましては、平成２７年度から総務、福祉、建設、住民生活、企画財政課の課長補佐及び生涯学習課、社会教育センターによるプロジェクトチームを立ち上げ、図書館を含めた芦北町社会教育センターの今後の方向性について検討を行っており、引き続き検討してまいります。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） それでは、質問の２であります。クルーズ船関連でございます。（１）につきましてお答えいたします。海外からのクルーズ船対応につきましては、県南地域の１５市町村と県南の３地域振興局などで構成する熊本県南広域観光連携推進会議の中で、今年度７回にわたり協議を重ねてまいりました。今回の３月定例会におきましても、議決されました県南広域観光連携負担金事業によりまして、海外クルーズ船に対応するための取組を平成２８年度より具体的に行っていく予定となっております。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。平成２８年度におきまして、県南地域の１５市町村と県南の３地域振興局が連携して行います県南広域観光連携推進事業の中で各地の地域資源を活かした広域的な観光ルートの開発に取り組む予定としております。私からは以上です。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） それでは、私のほうから御説明を申し上げます。

人口減少対策は喫緊の課題と認識し、総合戦略の中に移住・定住の促進を基本的方向として記述をしております。お尋ねの町へのＩターン・Ｕターンすることに対

しての支援に関する御質問でございますけれども、Iターン・Uターン者のみを対象とした制度設計は行っておりませんけれども、新築や増改築支援には木造住宅建設支援事業でありますとか、浄化槽の設置補助金などが活用できるというふうに思っているところです。

就労支援につきましては、例えば就農、農業に就くことを目的とされる方であれば、農業委員会におきます農地の幹旋や、農林水産課が行います青年就農給付金制度等を活用できるというふうに思っております。

そのほか移住などに関する情報発信として、ポータルサイトの運営を本年4月から始め、就労を含めた積極的な町の情報発信に努めていく考えでおります。また、移住希望者が相談しやすい環境をつくるために、移住サポーター制度の構築を検討することとしております。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 荒川君。

○1番（荒川知章君） 1点目の町立図書館及び蔵書の見直しにつきまして、教育長より引き続き検討していくとの答弁でございました。今現在の図書館の立地場所の見直しも含め、住民が図書館に行って本を読みたい、本を借りに行きたいと思えるような、明るく快適な環境づくり、空間づくりも非常に大切だと思います。また、喫茶店や本屋などを併設して、図書館自体を民間委託するといった選択肢も考え、どうしたら住民が理想とするサービスを提供できるかも併せて考えていかなければならないと思います。

図書館の民間委託と聞いて真っ先に思い出すのが、佐賀県の武雄市の図書館だと思われませんが、武雄市はレンタルソフト店ツタヤを展開するカルチャーコンビニエンスクラブによって、市図書館の運営をスタートさせ、他県からも多くの来館者が訪れました。しかし、現在では誰にも利用されていないウィンドウズ98などの解説書等も入荷していたことで問題になりましたが、そういった町外の図書館の成功例、失敗例を参考にしながら、より良い町立図書館の見直しが必要だと思います。そして、町外からも人が集まるような魅力的な図書館の見直しが必要とされています。現在でもインターネット上からの簡易的な検索はできるみたいですが、芦北町図書館のホームページを立ち上げ、そこに新しく入荷した本の状況や、入荷してほしい本のリクエストができるようにするなど、住民が欲している蔵書の充実が図れると思います。

また、町内全域への光通信網の整備により、忙しくて図書館の開館時間に本を借りに行く時間がない人に対して、電子書籍の貸し出し、また図書館へ行きたいが交通手段がない人のために移動図書館のサービスを行うことで、今まで図書館のサービスを利用していなかった人も利用するようになり、住民が理想とする住みよいま

ちづくりにもつながると思います。こういったことも踏まえて、もう一度御見解をお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 江上生涯学習課長。

○生涯学習課長（江上 繁君） お答えいたします。

国会において上程されています過疎計画の中にもですね、図書館整備、社会教育センターの項目がありますけれども、それを踏まえて教育長の答弁のようにですね、プロジェクトチームによる図書館全体の見直しにつきましては、引き続き協議してまいりたいと思っております。

また、荒川議員が申されましたように、今話題の武雄市の図書館におきましてはですね、良い面もありますし、悪い面ということはありませんけれども、評価が非常に分かれております。そこで、芦北町に合った新しい図書館というのはどういうものかというのが非常に重要で、検討課題であるというふうに思っております。図書館というのは、高齢者から子ども、男子・女子も含めまして、生涯学習等の重要な拠点の施設でありますし、十分な検討をする必要があるかなと思っております。より良い図書館の見直しというのは、荒川議員様と同じような考えであります。

また、すぐすぐではありませんけど、将来的な意味での電子図書の貸し出しというのは検討があるかも知れませんが、今現在の図書館のですね、運営の改善につきましては、季節ごとのおすすめも設けたいとしましてですね、明るい雰囲気をつくりながら、少しでも館内のレイアウトを改善をしていきたいということで、少しずつ改善をいたしております。

また、年間150万円ほど図書購入費がありますけれども、それによりまして毎年1,000冊の蔵書と新着の図書を購入しておりますので、そのほうの情報提供がちょっと不足しているのではないかなというふうに思っておりますので、多くの方に来ていただきますように、なお一層の情報提供、PRを重ねていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 荒川君。

○1番（荒川知章君） 是非前向きに検討していただければと思います。

次に、八代港へのクルーズ船の来航に伴う観光ルートの開発の件についてですが、経過説明を課長から、現在検討していると答弁をいただきました。今後是非検討を重ねていていただき、芦北町の魅力をさらに高め、町内・町外問わず、多くの人に広めていていただきたいと思います。

2点目の津奈木町、水俣市、人吉・球磨地域の市町村と連携しての観光ルートの開発に関する質問に対して、課長から、現在検討しているとの答弁をいただきました。昨年の3月の一般質問において、本町の魅力等については説明をいたしました。

が、そのほか津奈木町にはロープウェイを利用して、山頂近くにある露天風呂があり、近年もリニューアルしたばかりの四季彩温泉があります。水俣にも湯の児温泉や湯の鶴温泉といった、海や山に囲まれた有名な温泉があります。人吉・球磨地域におきましても、たくさんの温泉処があります。温泉だけ見ても、それぞれいろんな特徴があり、多くの人々に利用されています。クルーズ船の来航元の一つである中国には、温泉に入るという習慣はあまりなく、こういった各地の温泉をめぐるツアーを開発することも可能だと思います。また、球磨地域には、球磨川下りやバンジージャンプを体験するといった施設もあり、芦北町の海浜公園にありますローラージュやゾーブといった体を使った体験型の観光ルートを開発しても面白いと思いますし、もちろん温泉ツアーや体験型ツアーをミックスした観光ルートを開発しても面白いと思います。ゾーブやバンジージャンプは、ニュージーランド生まれということもあり、ニュージーランドの遊び体験ツアーをつくってもいいと思います。中国の観光客が日本に来る目的は、以前は買物だといわれていましたが、最近では観光を楽しみに来る人が増えていると聞きます。また、こういった近隣の地域と連携した魅力的な観光ルートの開発は、外国からの観光客のみならず、鹿児島や福岡など、他県からの観光客を増やすことも大きく貢献できると思います。

先日、津奈木インターが開通し、芦北の国道3号を通る車の数が減っていますが、インターができることにより、近隣の地域から芦北町へも遊びに来やすくなったということでもあります。芦北町に行ってみようと思ってもらえる魅力ある町をつくり上げなければいけません。人吉には海がありませんが、芦北にはあります。それぞれの地域の優れた点を引き出し、芦北町単独ではなく、近隣地域と連携しながら交流人口を増やすことも必要だと思います。こういったことも踏まえて、課長、もう一度御見解をお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） お答えをいたします。

先ほどの答弁内容を踏まえまして、今後におきましては、他の県南自治体と相互に連携しながら、観光の推進に取り組むための情報共有及び本町を含めました県南の広域的な観光振興の取組を検討及び協議してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（寺本修一君） 荒川君。

○1番（荒川知章君） 是非今後、近隣の地域と連携した観光ルートの開発を進めていただければと思います。

次に、3点目の芦北町へのIターン・Uターン希望者に対する家の新築・増改築に係る費用の補助や就労支援についてであります。課長からリフォームについて

は現在考えていないとの答弁をいただきました。地方に定住したいと考えている I ターン希望者は、こういった新築・増改築に対する町からの一部補助があるかないかで、I ターンする場所を選ぶ人はいると思われます。

また、国では現在、空き家対策の推進に関する特別措置法が施行され、各自治体において空き家対策が検討されて、本町でも既に取りかかっておられます。そのようなことも踏まえ、空き家情報を町外に発信する際に、その空き家に対する増築・改築の一部補助を併せて発信することにより、芦北町が魅力的な定住先になると考えられます。

また、芦北町全域への光通信網の整備により、いろんな業種の方々が芦北町に定住しても仕事ができる環境が整ってくると思われます。併せて、農業や漁業などの就労支援もすることで、芦北町を I ターン先に希望する人も増えてくると思います。I ターン希望者に対しましても、新築・増改築の費用を一部補助することで、地元に戻ろうという選択肢の後押しにもなりますし、御両親も子どもに地元へ帰ってくるように話しやすいと思います。

また、本町に暮らしている人に対しての就労支援はもちろんのこと、地元に戻ってきたくても働く場所がないと思っている地元出身者に対して、就労支援をすることで芦北町に U ターンする強力な手助けになると思われます。また、例えば I ターン・U ターン者に対する住民税を 5 年間非課税にするなどの大胆な税制優遇も検討していく必要があるかと思われますので、御検討いただければと思います。

そして、本町で取り組んでいる八代市との定住自立圏形成に関しましても、地元出身者にアピールをすることで U ターンを希望する人も増えてくると思われます。こういったことを踏まえて、課長、もう一度御見解をお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 柳田企画財政課長。

○企画財政課長（柳田豊彦君） 先ほど、当初の質問の要旨が移住者に対する住宅リフォームの支援というようなことでございましたので、先ほどのようなお答えをいたしました。芦北町に移住者を今後増やしていくという総合的な観点からいえば、芦北町に定住を促す何らかの仕掛けでありますとか、その移住希望者に対するインセンティブを設けていくというようなことは、当然前向きに検討していくことになるだろうというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（寺本修一君） 荒川君。

○1 番（荒川知章君） 是非就労支援を含め御検討いただければと思います。

最後に、人口が少なくなり、津奈木インターの開通により国道 3 号を通る車の数も減っています。いかに交流人口を増やしていくかが大切になってくるかと思います。地域や住民の皆さんが企画・立案して、それに町が手助けをする仕組みづくり

が今もなされていますが、これからもますます重要になってくるのではないかと思います。私は、今回質問しました件に関しましては、今後も高い関心をもって活動してまいりたいと思います。以上で終わります。

○議長（寺本修一君） 荒川君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

御苦労でした。

-----○-----

散会 午後1時32分

平成28年第1回芦北町議会定例会議事日程（第3号）

平成28年3月18日

午前10時 開 議
於 議 場

1 議事日程

（一括議題＝第1から第13まで）

- 第 1 議案第 8 号 平成28年度芦北町一般会計予算
- 第 2 議案第 9 号 平成28年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 議案第10号 平成28年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第11号 平成28年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議案第12号 平成28年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 第 6 議案第13号 平成28年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 第 7 議案第14号 平成28年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 第 8 議案第15号 平成28年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 9 議案第16号 平成28年度芦北町水道事業会計予算
- 第10 議案第17号 芦北町水産物加工施設条例の制定について
- 第11 議案第18号 芦北町いじめ防止等に関する条例の制定について
- 第12 議案第42号 芦北町過疎地域自立促進計画を定めることについて
- 第13 議案第43号 定住自立圏形成協定の締結について
- 第14 議員派遣の件

（一括議題＝第15から第18まで）

- 第15 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第16 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第17 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

（閉 会）

2 出席議員（16人）

1番 荒 川 知 章 君
3番 宮 内 道 則 君
5番 古 村 逸 男 君
7番 草 野 安 道 君
9番 元 山 秀 志 君

2番 坂 本 登 君
4番 寺 本 順 一 君
6番 白 坂 康 浩 君
8番 前 田 徹 一 君
10番 宮 尾 秀 行 君

11番 平 松 洋 一 君
13番 藤 井 公 明 君
15番 水 口 宣 之 君

12番 川 尻 成 美 君
14番 岡 部 恵美子 君
16番 寺 本 修 一 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教育委員長	澁 谷 百 鍊 君	教 育 長	竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長	山 元 信 作 君	企画財政課長	柳 田 豊 彦 君
税 務 課 長	楠 原 清 照 君	住民生活課長	一 丸 喜八郎 君
福 祉 課 長	宮 下 祐 一 君	農林水産課長	藤 井 哲 郎 君
商工観光課長	園 川 民 夫 君	建 設 課 長	下 田 研 君
上下水道課長	坂 道 征 一 君	会計管理者兼 会 計 室 長	井手口 浩 二 君
田浦基幹支所長	溝 下 博 行 君	教 育 課 長	大 塚 雄 二 君
生涯学習課長	江 上 繁 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	告 畑 一 彦 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	岩 間 睦 生 君	次長(課長補佐)	福 田 貴 司 君
--------	-----------	----------	-----------

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

第41回町村議会議長・副議長研修会

期 日 平成28年5月30日（月）～6月1日（水）

場 所 中野サンプラザホール（東京）

目 的 分権時代に対応する議会の活性化に資するため

派遣議員 副議長

平成28年3月18日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

- 第 １ 議案第 ８号 平成２８年度芦北町一般会計予算
- 第 ２ 議案第 ９号 平成２８年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 ３ 議案第１０号 平成２８年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 第 ４ 議案第１１号 平成２８年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 ５ 議案第１２号 平成２８年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 第 ６ 議案第１３号 平成２８年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 第 ７ 議案第１４号 平成２８年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 第 ８ 議案第１５号 平成２８年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 ９ 議案第１６号 平成２８年度芦北町水道事業会計予算
- 第１０ 議案第１７号 芦北町水産物加工施設条例の制定について
- 第１１ 議案第１８号 芦北町いじめ防止等に関する条例の制定について
- 第１２ 議案第４２号 芦北町過疎地域自立促進計画を定めることについて
- 第１３ 議案第４３号 定住自立圏形成協定の締結について

○議長（寺本修一君） 日程第１、議案第８号「平成２８年度芦北町一般会計予算」から、日程第１３、議案第４３号「定住自立圏形成協定の締結について」までを一括議題とします。

それでは、定例会初日に各常任委員会に付託しておりましたので、委員長に報告を求めます。

質疑は、３人の委員長報告が終了した後、一括して行います。

はじめに、草野総務常任委員長。

○総務常任委員長（草野安道君） おはようございます。

総務常任委員長報告を申し上げます。

３月４日の本会議において、総務常任委員会に付託されました議案３件について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

はじめに、議案第８号、平成２８年度芦北町一般会計予算について申し上げます。

平成２８年度の一般会計予算総額は、前年度比２億４，６００万円減の９５億９，０００万円が計上されております。

まず、企画財政課では、1,408万2,000円減の13億2,937万4,000円が計上されております。地方創生関連事業として、光情報通信基盤整備事業、芦北高校総合支援事業、ふるさと応援寄附金事業が新たに取り組まれます。

主な質疑として、ふるさと寄附の返戻品の額を、寄附額の40%としているが、県下の状況はどうかとの質疑に対し、平均的な割合であるとの答弁がありました。

また、返戻品が80アイテムを超えているということだが、御立岬のログハウスやうたせ船などを活用するような考えはないかとの質疑に対し、誘客につながるような返戻も検討していきたいとの答弁がありました。

ふるさと寄附の取組には大いに期待しているので、先進地を視察するなどして制度の充実を図ってほしいとの意見もありました。

なお、芦北高校の支援策はどのようなものかとの質疑に、教科書購入費、被服費、通学支援等13項目への補助金2,164万9,000円を計上し、今年度はエアコン設置補助も行うとの答弁がありました。また、芦北高校以外の高校生への支援も考えてほしいとの要望がありました。

総務課では、前年度比3,092万4,000円減の10億8,572万円が計上されております。主な減額の理由は、合併10周年事業の終了と、庁舎維持管理費、電子計算費の減などによるものです。

主な事業として、消防体制の充実や自主防災組織支援及び防犯カメラ・防犯灯整備の継続が行われます。また、広報活動として、都市圏の映画館で町のPR動画の放映も行われます。

主な質疑として、防犯カメラの設置場所と設置数はとの質疑に対し、新たに社会教育センター、佐敷駅等の4箇所4基が設置され、合計で15箇所20基になるとの答弁があり、設置による効果や実績も現れているとのことでした。

また、いじめ問題調査委員会が総務課に設置されるのはどうしてかとの質疑に対し、問題解決に当たり、必要な場合は教育委員会のみならず、町としてもしっかり調査し、解決するためとの答弁がありました。

議会事務局では、前年度比1,106万3,000円減の1億2,270万3,000円が計上されています。主な減額の理由は、議員共済会給付費負担金の減によるものです。

田浦基幹支所では、前年度比903万1,000円増の2,153万4,000円が計上されています。主な増額の理由は、庁舎屋上の防水改修工事、施設警備委託の契約切替えなどによるものです。

主な質疑として、防水工事の予算が高いが、どのような工事かとの質疑に対し、庁舎3階の雨漏りのため、屋上部分540㎡の防水工事を行うとのことでした。

また、本庁に行かないとできない手続き等は何か、どのくらいの事務を扱っているのかとの質疑に対し、ほとんどの事務手続きは基幹支所でもできるが、詳細なことは担当課と連携を取りながら行っている。今年1月末までの事務処理件数は、全体で1万5,500件であるとの答弁でした。

税務課では、前年度比2,312万6,000円減の3,447万7,000円が計上されています。主な減額の理由は、土地家屋番号調査の終了によるものです。主な事業は、田浦地区登記地図データ取込等業務委託などです。

主な質疑として、固定資産評価委員は何人で、どのくらいの活動かとの質疑があり、3人の評価委員で、通常年1回程度会議を開いているとの答弁がありました。

また、土地の売買価格が下がってきているが、実態を踏まえて課税に反映されているのかとの質疑があり、取引事例評価法を採用し、適正に課税しているとの答弁がありました。

徴収において、現年分、過年分どちらを優先するのかとの質疑に対し、現年分を優先し、厳格な徴収を推進する一方、生活再建にも配慮した徴収を行うよう努めているとの答弁でした。

以上、当委員会に付託されました議案第8号、平成28年度芦北町一般会計予算につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号、芦北町過疎地域自立促進計画を定めることについて申し上げます。

この計画は、芦北町が実施する各種事業に過疎債を活用するために平成28年度から32年度までを期限として定めるもので、第二次芦北町総合計画に基づき、人口減少対策と成長力の確保に資する施策を、総合的かつ体系的に展開する内容であるとの説明がありました。

説明後は、質疑・答弁もなく、議案第42号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、過疎債の効果的活用をお願いしたいとの要望がありました。

次に、議案第43号、定住自立圏形成協定の締結について申し上げます。

この協定は、定住自立圏構想推進要綱に基づき、八代市と締結するもので、生活機能の強化に係る政策分野等3分野にわたり、15項目を記載してあります。協定の締結にあたり、議会の議決が必要であるとの説明がありました。

説明後は、質疑・討論もなく、議案第43号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 総務常任委員長の報告が終わりましたが、今の報告の3ペー

ジ、議案第４２号、芦北町過疎地域自立促進「企画」となっておりますが、「計画」に改め、訂正をお願いいたします。

次に、元山建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（元山秀志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから建設経済常任委員長報告を申し上げます。

３月４日の本会議において、建設経済常任委員会に付託されました予算５議案、条例１議案について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

はじめに、議案第８号、平成２８年度芦北町一般会計予算について申し上げます。

まず、建設課では、主要事業の町道射場芦北線改良事業をはじめ、町道の改良及び維持補修事業、県道関係改良工事等に係る負担金、防波堤の排水管へのフラップゲート設置などの事業に加え、新規事業として町道の路面性状調査を実施するとの説明があり、予算計上額は８億４，４９３万７，０００円で、前年度比４，２２８万１，０００円の減となり、その主な理由は道路改良事業費の減によるものであります。

委員から、町道改良等の要望を聞くが、用地取得等困難な場合、どのように対応しているかとの質疑があり、地権者の同意が取れていることを前提に要望書を受け付けているとの答弁がありました。

次に、農林水産課では、農業従事者高齢化対策として各種農作業受託支援事業をはじめ、果樹の簡易ハウスや真空包装機並びに剪定枝粉碎機の導入、林業においては、間伐及び主伐した後の植林並びに被害が心配される有害鳥獣に対するシカネットの設置等、漁業については、直売施設の整備をはじめ、加工所との効率的な運営・連携など、主要事業について説明があり、予算計上額は５億２，９２７万円で、前年度比９，７８８万３，０００円の減となり、その主な理由は、田浦漁港維持管理事業の減額及び牛の水加工所整備事業の終了並びに平成２７年度経済対策補正により、本来、新年度予算計上する予定であった直売施設整備等に関する事業を前倒したることによるものです。

委員から、水産物供給機能保全委託料及び工事の内容はとの質疑に対し、田浦漁港及び大矢漁港の長寿命化を図る調査及び補修工事であるとの答弁がありました。

次に、農業委員会事務局では、農地等利用最適化を図るための利用状況調査及び利用意向調査など主要事業の説明があり、予算計上額は９８４万２，０００円で、前年度比２５万２，０００円の減となっております。

委員から、耕作放棄地の面積及び現状等について質疑があり、面積は約８６５haで、その内樹木等が生え、農地として利用できない土地は約６７５ha となってい

る。また、農業委員会で農地を借りたい人への仲介も行っているとの答弁がありました。

次に、上下水道課では、飲料水供給施設整備事業で3水道組合に対する補助をはじめ、浄化槽設置整備事業など主要事業について説明があり、予算計上額は2億1,963万9,000円で、前年度比138万6,000円の増となっております。

委員から、飲料水供給施設整備事業の受益者負担金について質疑があり、3分の2を町が補助し、受益者が3分の1を負担しているとの答弁がありました。

次に、商工観光課では、芦北海浜総合公園の遊具施設改修をはじめとする観光施設維持管理費及び各種イベント開催等の観光振興事業、プレミアム付き商品券発行補助金等の商工業振興事業など主要事業について説明があり、予算計上額は5億945万1,000円で、前年度比2,901万8,000円の増となっております。

委員から、温泉塩商品化事業で商品開発の状況はどうなっているかとの質疑があり、現在11商品を開発しており、本年度2月末現在で約1,400万円売り上げている。また、5、6品の商品開発を予定しているとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第8号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、平成28年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

平成28年度は、施設の老朽化等に対する長寿命化に向けた取組の説明があり、予算計上額は2億2,400万円で、前年度比370万円の増となっており、委員から、農業集落排水施設への接続の状況及び新規接続の見通しについての質疑があり、全施設に対する接続率は現在78.6%であり、引き続き接続推進を図っていくとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第11号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、平成28年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算について申し上げます。

平成28年度も町が管理する浄化槽の維持管理費について説明があり、予算計上額は5,800万円で、前年度比200万円の増となっています。

委員から、浄化槽の維持管理基数減少の理由はとの質疑があり、空き家により管理を休止しているためとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第12号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 13 号、平成 28 年度芦北町有温泉事業特別会計予算について申し上げます。

平成 28 年度も施設の適切な維持管理に努めるとともに、サービスの拡充と集客を図っていくとの説明があり、予算計上額は 9,300 万円で、温泉加熱用燃料費及び施設修繕料等の減少により、前年度比 1,010 万円の減となっています。

委員から、老人無料入浴券の利用状況について質疑があり、町で発行した入浴券の 8 割程度が利用されているとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第 13 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 16 号、平成 28 年度芦北町水道事業会計予算について申し上げます。

平成 28 年度から特別会計で行っていた簡易水道事業と水道事業会計を経営統合するに至った経緯と、鶴木山送配水管切替工事など主要事業の説明があり、予算計上額は、収益的支出予算と資本的支出予算の合計が 2 億 8,400 万円で、簡易水道事業統合により、前年度比 6,220 万円の増となっております。

委員から、統合により簡易水道の給水区域は拡張されるのかと質疑があり、今回は経営のみの統合であり、上水道と簡易水道施設の接続は行わないとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第 16 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 17 号、芦北町水産加工施設条例の制定について申し上げます。

この条例は、水産物の付加価値の向上と特産品の開発に向け、平成 28 年 3 月、女島地区に建設された水産物加工施設の設置目的及び管理方法、使用などについて規定するものです。

条例の内容について詳しく説明を受けた後、委員から指定管理者制度を適用しないのか、漁協に委託するのかなどの質疑に対し、当施設は水産物の加工を行うもので、一般町民が利用する公の施設に該当せず、指定管理者制度になじまない。1 年間は水産物加工の研究を行い、特産品が確立されれば運営を移行していくとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第 17 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 最後に、前田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（前田徹一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

3月4日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました予算関係5議案及び条例の制定関係1議案について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

はじめに、議案第8号、平成28年度芦北町一般会計予算について申し上げます。

福祉課では、前年度に対し2,009万5,000円減の17億6,612万9,000円が計上されております。

増減率は1.1%の減となり、その主な要因は、子育て世帯臨時特例給付金の廃止及び戦没者の追悼と平和を祈念する碑の建設事業が終了したためであります。

また、高齢者福祉の新規事業として、外出時の急病、徘徊のおそれのある認知症高齢者の身元確認などへ対応をするため、見守りカードを導入し、住み慣れた地域で安心した生きがいを持って生活が送れるよう支援するとの説明がありました。

なお、平成27年度に引き続き、低所得者への臨時福祉給付金と、新たに年金受給者等への年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給が行われます。

主な質疑について申し上げます。障害者住宅改造助成事業補助金70万円が計上されているが何件分なのかとの質疑に対し、限度額の70万円で1件分を計上しているとの答弁がありました。

住民生活課では、前年度に対し3,463万1,000円減の18億5,343万4,000円が計上されております。

増減率は1.8%の減となり、その主な要因は、NPO法人みさとが事業主体で行った地域介護・福祉空間整備事業が完了したことによる補助金の減及び水俣芦北行政事務組合負担金（し尿処理費）の減によるものです。

総合窓口業務では、平成28年1月から利用開始された社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の個人番号カードの活用に向けた取組を進めるとの説明がありました。

保険業務では、計画期間を平成27年度から平成29年度の3年間とする芦北町健康づくり推進計画に基づき、健康寿命の延伸と健康格差の縮小や生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底などを推進され、新規事業として、県の支援策と協調を図り、不妊治療を受ける夫婦を対象に、特定不妊治療に対する助成事業が実施されます。

環境対策事業では、水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業の対象として、新たに計石・鶴木山地区及び田浦地区の一部が加えられます。

また、水俣病公式確認60年を迎え、うたせ船で水俣病を学ぶ講座の充実や女島開発委員会と「もやい祭り」に取り組まれています。

主な質疑について申し上げます。特定不妊治療費助成の対象者、回数及び助成額はどうかとの質疑に対し、対象者は県に準じて43歳未満まで、回数は40歳未満が通算6回、43歳未満が通算3回、県の助成額は初回のみ30万円、2回目以降は15万円で、残りの治療費の7割を町から助成するものであるとの答弁がありました。

教育課では、前年度に対し5,118万7,000円減の4億7,464万円が計上されております。

増減率は9.7%の減となり、その主な要因は、吉尾小学校、湯浦小学校、湯浦中学校の体育館つり天井耐震化工事及び小学校の教科書改訂に伴うデジタル教科書等の購入が終了したためであります。

新規事業としては、幼稚園体育館の屋根改修工事、中学校教科書改訂に伴うデジタル教科書、教師用教科書、指導書等の購入などが計画してあります。

また、気になる児童・生徒に対する支援員の増員に伴う費用を含め、不登校対策支援についても前年度に引き続き予算が計上されています。

主な質疑について申し上げます。気になる児童・生徒に対する支援体制はどうするのかとの質疑に対し、現在、支援員は14人在籍しているが、小学校の新1年生においても気になる児童が見込まれるため1人増員し、15人体制で対応するとの答弁がありました。

生涯学習課では、前年度に対し1,771万2,000円増の3億4,641万7,000円が計上されております。

増減率は5.4%の増となり、その主な要因は、昨年8月の台風15号により発生した佐敷城跡の災害復旧費の増によるものです。

新規事業としては、八代・芦北七夕綱に関する総合的な調査、星野富弘美術館開館10周年記念事業及び古石地区生涯学習センターにクライミングウォール購入などが計画されています。

主な質疑について申し上げます。クライミングウォールとはどのようなものかとの質疑に対し、壁に石が付いているもので、それを登るニュースポーツに使用するものであるとの答弁がありました。

また、以前、星野富弘美術館に寄附金があったが、その使途と残額はどうかとの質疑に対し、寄附金は2,000万円であり、ジークレー（精密な複製画）の購入に充てており、これまで203万1,122円を支出し、残額が1,796万8,878円となり、今回の開館10周年記念事業にもこれを充当するとの

答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、当委員会に係ります議案８号、平成２８年度芦北町一般会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第９号、平成２８年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

事業勘定については、前年度に対し８００万円減の３６億６，２００万円が計上されております。

増減率は０．２％の減となり、その主な要因は予備費の減によるものです。

保健センターと連携し、国保健康づくり推進事業を実施するとともに、医療費の適正化に向け、医療費通知並びにジェネリック医薬品差額通知書を送付し、国保財政の健全運営に取り組んでいくとの説明がありました。

直診勘定については、前年度に対し１１０万円減の５，３１０万円が計上されております。

増減率は２．０％の減となり、その主な要因は、職員人件費及び医薬材料費の減によるものです。

へき地支援機構との連携により、週３回の診療を確保するとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。水俣病被害者に関する医療費の高騰に対応するため特別調整交付金があるが、前年度より約３，０００万円の減額となっており、その主な理由は何かとの質疑に対し、特別調整交付金は水俣病だけでなく、精神疾患に係る分もあるが、水俣病被害者の被保険者数が減少することに伴い減額となることを見込んでいるためであると答弁がありました。

質疑後は討論もなく、議案第９号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１０号、平成２８年度芦北町介護保険事業特別会計予算について申し上げます。

前年度に対し１億３，０９０万円増の２２億５，６００万円が計上されております。

増減率は６．２％の増となり、その主な要因は、要介護認定者が指定居宅サービスを受けたときに支給される給付費の増によるものです。

第６期芦北町老人保健福祉計画・介護保険事業計画の２年目となり、市町村介護予防・日常生活支援総合事業の充実と、新たに在宅医療・介護連携推進事業や認知症総合支援対策に取り組むとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。平成27年度から総合事業に取り組んだ市町村は少なく、特例措置があると聞いていたが、どのようなものかとの質疑に対し、平成27年度から総合事業に取り組んだのは、宇城市、芦北町、錦町、御船町の4市町であり、ここには特別に予防給付・介護予防の実績額の1割増までの事業費枠が認められることから、1年間で1,500万円程度の増加枠が見込まれるとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第10号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号、平成28年度芦北町奨学金貸付事業特別会計予算について申し上げます。

前年度に対し110万円増の3,700万円が計上されております。

増減率は3.1%の増となり、その主な要因は、平成25年度から大学生の貸付金を月額3万円から5万円に引き上げたことにより申込みが増えており、貸付金も増となる見込みのためであります。

主な質疑について申し上げます。奨学金貸付事業の周知はどのように行っているのかとの質疑に対し、まちだよりに掲載し、周知を行っているとの答弁がありました。

質疑終了後は答弁もなく、議案第14号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号、平成28年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算について申し上げます。

前年度に対し650万円増の2億6,720万円が計上されております。

増減率は2.5%の増となり、その主な要因は、後期高齢者被保険者数の増に伴う保険料の増によるものです。

新規事業の歯科健診事業に取り組むとともに、引き続き健康診査委託事業や人間ドック健診補助を実施し、被保険者の健康保持・増進を図り、疾病の早期発見と重症化の防止に努めるとの説明がありました。

説明後は質疑・討論もなく、議案第15号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、芦北町いじめ防止等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、いじめはどこでも発生する可能性があるという認識の下、不測の重大事態発生時における迅速な対処等も含め、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）の趣旨を踏まえ、学校、保護者、教育委員会に限らず、町民が一丸とな

って未来ある子ども達を守り育てるため、総合的かつ効果的な防止対策を推進することを目的に制定するものであると説明がありました。

主な質疑について申し上げます。いじめ防止対策審議会委員の構成はどのように考えているのかとの質疑に対し、学校関係者、保護者、区長、福祉関係者、民生児童委員等での構成を考えているとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第18号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。川尻議員。

○12番（川尻成美君） 今、3常任委員会の報告を受けまして、まず総務常任委員長にお聞きいたしますが、文教厚生委員会のほうも類似する議案でありますので、それぞれお答えをいただきたいと思いますが、文教厚生委員会のほうで、芦北町いじめ防止等に関する条例が制定される審議が行われました。よって、その制定に伴ってですね、28年度予算にいじめ防止対策審議会委員の報酬が4万円計上されております。今の報告で、大体内容は分かりましたが、総務常任委員会のほうの報告でも触れられておりますが、なぜ一般管理費でいじめ問題調査委員会の報酬が6万6,000円計上されるようになったのか、ちょっと触れられておりますけれども、具体的にどのような内容で審査されたのか経過を報告いただきたいと思います。

また、文教厚生委員会のほうで、これ以外に今現状のいじめのほうはないのか、あるのか、そういう審議はされなかったのかお答えいただければと思います。

○議長（寺本修一君） 答弁を求めます。最初に、草野総務常任委員長。

○総務常任委員長（草野安道君） 川尻議員の質問にお答えしますが、総務委員会としましては、2ページに私が掲載しております問題解決にあたり必要な場合は、教育委員会のみならず町としてもしっかりと調査し、解決するためとの答弁であり、それ以上は総務委員会ではお聞きしませんでした。それで納得したわけでございます。

それと、それに伴いまして、いじめ問題調査委員会委員の構成としましては、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉分野等の専門家で構成されているということです。

また、報酬の予算額6万6,000円は、県の報酬条例を参考として、芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬条例に基づき、委員長が1万7,300円、副委員

長が1万6,500円、委員が1万500円×3人分が計上されております。以上です。

○議長（寺本修一君） 次に、前田文教厚生委員長。

○文教厚生常任委員長（前田徹一君） 川尻議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの文教厚生常任委員長報告に対して確認を含めての質問として受け止めております。芦北町いじめ防止等に関する条例の制定に関する審査経過と結果は、文教厚生常任委員長報告の6ページに記載してあるとおりであります。

次に、予算審査の中で確認したことなどを報告いたします。芦北町いじめ防止対策審議会委員報酬の予算額4万円は、学校関係者、保護者、区長、福祉・民生児童委員等で構成される委員に支払われるものですが、委員の中には報酬の支払いに該当しない学校関係者なども含まれる予定のため、本町の報酬条例に基づきまして4,900円×4人×2回分で予算が計上されております。

本町の現状でございますけれども、この前の委員会の中ではそのことには触れませんでしたけれども、以前、2月の委員会をしたときにですね、件数等は執行部から答えさせていいのでしょうかね。よろしくお願いします。以上です。

○議長（寺本修一君） 大塚教育課長。

○教育課長（大塚雄二君） お答えいたします。

平成26年度におきまして、小学校が20件、中学校が18件、計38件でございます。なお、数値をお聞きいただきますと、多いように感じますけれども、平成18年にいじめの定義が大幅に変わりまして、この時点から件数につきましては全国的に多くなっております。

○議長（寺本修一君） ほかに。川尻議員。

○12番（川尻成美君） 大体分かりましたけれども、要するに所管のほうでこのいじめ問題がいろいろ協議されて、非常に教育委員会としても、文教厚生委員会としてもちょっと荷が重いとか、そういうことになったとき執行部のほうのこの調査委員会のほうも調査を行う、助言を行うという意味で理解をしいんですかね。自主的に調査を行うんじゃないくて、問題が発覚したときに、どうにもならないというときに、この調査委員会が調査をするという意味で理解をしいんですかね。

○議長（寺本修一君） 草野総務常任委員長。

○総務常任委員長（草野安道君） はい。私自体もそこまで、総務課には確認はしていませんが、川尻議員が申されたとおり、私もそうだと思っております。以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

申し合わせで通告制になっておりますが、今回に限り、白坂議員、許します。

○6番（白坂康浩君） 建設経済常任委員長にちょっと御質問なんですけど、議案第13号、平成28年度の町有温泉事業の部分でちょっとお聞きしたんですけど、委員さんのほうから、老人無料入浴券の利用状況について、町で発行した入浴券が8割程度利用されているという答弁がありましたということなんですけど、これは70歳以上であれば、その8割というとは、これは町が発行した枚数の中の、取りに来られた中の8割の方が利用されているというようなことではないだろうかと思うもんだけん、ちょっと分からんもんだけん、ちょっと質問させてください。

○議長（寺本修一君） 元山建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（元山秀志君） 白坂議員の御質問にお答えします。

記載のとおりでありまして、御答弁では発行した入浴券の8割が町内温泉施設等で利用されているという説明でありました。以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 今、白坂議員に特別に許可しましたのが、質疑・答弁が円滑にいくために、前回の議員申し合わせにより、事前に通告することになっておりますので、今後はどうぞよろしくお願いいたします。

これで質疑を終わります。

これから日程第1、議案第8号から日程第13、議案第43号までを順次討論を行い、採決します。

議案第8号、平成28年度芦北町一般会計予算について、討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） まず、委員長報告に反対者の発言を許します。坂本君。

○2番（坂本 登君） 議案第8号、平成28年度芦北町一般会計予算に対し、反対の立場から討論を行います。

当初予算は、特定不妊治療費の助成事業、18歳までの子ども医療費助成事業、町道射場芦北線改良事業、ふるさと応援寄附金事業など、新規事業または引き続き事業として予算化しており、全体としては限られた財源で町民要求を具体化していると評価できます。

しかし、町交際費は昨年度に引き続き300万円を計上してあります。毎年、近隣自治体と比べて多すぎるとして反対してきましたが、改善が見られません。平成26年度決算で町交際費300万円は、執行額298万6,614円のうち、支出額の特産品は184万2,823円です。支出件数の合計は638件のうち、特産品の件数は502件です。お分かりのように、特産品の支出額と件数が多すぎます。特産品として町外からの訪問者に対するPR品の配布や、訪問先へのみやげ品

を否定しているわけではありません。一定の特産品支出先基準を設け見直すべきです。他の自治体が公表しているように、毎月の支出額と支出先を詳細に公表し、公表できないような特産品支出先は、公金の支出先として町民に説明がつかず、一定の基準から外すべきです。こうすることで、特産品の支出額が減り、町交際費は減額できます。当初予算の中に町交際費 300 万円が計上されていますので、議案第 8 号、平成 28 年度芦北町一般会計予算に反対です。討論を終わります。

○議長（寺本修一君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。藤井君。

○13番（藤井公明君） 賛成の立場で発言を申し上げます。

今、反対の意見の中で、町交際費 300 万円が高すぎるという発言でございましたが、私は決して高いとは思っておりません。以前はまだ高かったんです。それも抑えてきて、今この金額になってきとるというふうに私は記憶しております。したがって、やはり町がこれだけ町内外に対して、いろんな地元の資源を活かした物産あるいは特産品等々をですね、PR していくためには、当然これは必要でありまして、以前は町長交際費、議長交際費になっておりましたが、もう町全体でこれを使うんだということで町交際費、議会交際費になってきております。今までは、町交際費と議員交際費を一緒に言っておられましたが、今回なぜか議員交際費は触れておられませんが、どういうことで議会交際費には質疑はなかったのかと思いますけれども、私はこれはですね、当然のことだと思います。したがって、執行部から提案されましたことには、十分理解ができますので、賛成の立場をとります。

○議長（寺本修一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで討論を終わります。

これから議案第 8 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議がありますので、起立によって採決します。原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（寺本修一君） 起立多数です。したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号、平成 28 年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 9 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 10 号、平成 28 年度芦北町介護保険事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 10 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号、平成 28 年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号、平成 28 年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 12 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議案第 13 号、平成 28 年度芦北町有温泉事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 13 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

議案第 14 号、平成 28 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 14 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

議案第 15 号、平成 28 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

議案第 16 号、平成 28 年度芦北町水道事業会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 16 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

議案第 17 号、芦北町水産物加工施設条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 17 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

議案第 18 号、芦北町いじめ防止等に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 18 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

議案第 42 号、芦北町過疎地域自立促進計画を定めることについて、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 42 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

議案第 43 号、定住自立圏形成協定の締結について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第 43 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 43 号は原案のとおり

り可決されました。

藤井議員。

○13番（藤井公明君） 先ほど、議案8号で反対討論に対しまして、私は質疑と言いましたが、これは反対討論でございますので、質疑を撤回して討論に替えさせていただきます。私がですね、質疑と先ほど申し上げましたので、これは取り下げさせていただきます。質疑じゃありませんので、討論ということです。

○議長（寺本修一君） ただいま藤井君からの申し入れ、質疑を討論に訂正方、削除し訂正をお願いします。

—————○—————

第14 議員派遣の件

○議長（寺本修一君） それでは、日程第14「議員派遣の件」についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、地方自治法第100条及び会議規則第125条の規定により、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず目的先、期間及び派遣議員について変更が生ずる場合には、議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議長に一任することに決定しました。

—————○—————

第15 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第16 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第17 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第18 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（寺本修一君） 日程第15から日程第18までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成２８年第１回芦北町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前１１時０１分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員